

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年6月29日

【事業年度】 第78期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社 立花エレテック

【英訳名】 TACHIBANA ELETECH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 邊 武 雄

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門担当 住 谷 正 志

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門担当 住 谷 正 志

【縦覧に供する場所】 株式会社立花エレテック東京支社
(東京都港区芝公園2丁目4番1号)

株式会社立花エレテック名古屋支社
(名古屋市東区葵3丁目15番31号)

株式会社立花エレテック神奈川支店
(横浜市中区長者町3丁目8番13)

株式会社立花エレテック神戸支店
(神戸市中央区西町35番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第74期 | 第75期 | 第76期 | 第77期 | 第78期 |
|----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成15年3月 | 平成16年3月 | 平成17年3月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 |
| 売上高 (百万円) | 152,772 | 180,188 | 172,856 | 155,915 | 149,890 |
| 経常利益 (百万円) | 2,432 | 3,010 | 3,601 | 3,681 | 3,968 |
| 当期純利益 (百万円) | 1,177 | 1,742 | 2,068 | 2,104 | 2,223 |
| 純資産額 (百万円) | 20,612 | 22,897 | 27,136 | 31,284 | 32,781 |
| 総資産額 (百万円) | 80,546 | 84,566 | 82,482 | 84,544 | 84,501 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,277.20 | 1,415.34 | 1,486.08 | 1,487.41 | 1,551.23 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 69.90 | 105.68 | 121.94 | 99.41 | 105.58 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | — | 104.71 | 118.30 | 97.64 | 104.86 |
| 自己資本比率 (%) | 25.6 | 27.1 | 32.9 | 37.0 | 38.8 |
| 自己資本利益率 (%) | 5.8 | 8.0 | 8.3 | 7.2 | 6.9 |
| 株価収益率 (倍) | 7.3 | 10.0 | 9.5 | 13.1 | 11.3 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 4,474 | 2,118 | △7,910 | 4,915 | 4,225 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △381 | △13 | △400 | △2,185 | △2,015 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △533 | △231 | 3,358 | △1,059 | △1,233 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円) | 10,155 | 11,925 | 6,945 | 8,764 | 9,741 |
| 従業員数 (名) | 814 | 798 | 834 | 856 | 888 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第74期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式として新株引受権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。

4 純資産額の算定にあたり、第78期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第74期 | 第75期 | 第76期 | 第77期 | 第78期 |
|-------------------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 決算年月 | | 平成15年3月 | 平成16年3月 | 平成17年3月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 |
| 売上高 | (百万円) | 147,910 | 173,276 | 165,600 | 148,903 | 143,493 |
| 経常利益 | (百万円) | 2,269 | 2,766 | 3,325 | 3,454 | 3,705 |
| 当期純利益 | (百万円) | 940 | 1,579 | 1,921 | 2,002 | 2,067 |
| 資本金 | (百万円) | 4,226 | 4,226 | 5,277 | 5,583 | 5,629 |
| 発行済株式総数 | (千株) | 16,452 | 16,452 | 18,272 | 21,050 | 21,192 |
| 純資産額 | (百万円) | 20,013 | 22,201 | 26,284 | 30,232 | 31,561 |
| 総資産額 | (百万円) | 79,153 | 82,371 | 79,605 | 81,509 | 81,022 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 1,240.08 | 1,372.27 | 1,438.65 | 1,437.25 | 1,493.53 |
| 1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) | (円) | 12.00 (6.00) | 14.00 (6.00) | 16.00 (6.00) | 17.00 (7.00) | 18.00 (9.00) |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 55.46 | 95.56 | 112.98 | 94.44 | 98.15 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | (円) | — | 94.68 | 109.62 | 92.76 | 97.49 |
| 自己資本比率 | (%) | 25.3 | 27.0 | 33.0 | 37.1 | 39.0 |
| 自己資本利益率 | (%) | 4.7 | 7.5 | 7.9 | 7.1 | 6.7 |
| 株価収益率 | (倍) | 9.3 | 11.1 | 10.3 | 13.8 | 12.2 |
| 配当性向 | (%) | 21.6 | 14.7 | 14.2 | 18.0 | 18.3 |
| 従業員数 | (名) | 708 | 694 | 725 | 728 | 754 |

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第74期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式として新株引受権がありますが、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

3 第75期の1株当たり配当額14円は、東京証券取引所上場記念配当2円を含んでおります。

4 第76期の1株当たり配当額16円は、東京証券取引所並びに大阪証券取引所市場第一部上場記念配当2円を含んでおります。

5 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。

6 第77期の1株当たり配当額17円は、創業85周年記念配当2円を含んでおります。

7 純資産額の算定にあたり、第78期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

| | |
|----------|--|
| 大正10年 9月 | 大阪市北区において電気関係製品の卸売業と電気工事業を目的として個人経営で立花商会を創業 |
| 昭和 6年 2月 | 合資会社に改組。大阪市東区に移転 |
| 昭和22年 7月 | 三菱電機(株)と特約店契約を締結 |
| 昭和23年 7月 | (株)立花商会を設立。本店を大阪市東区に置く |
| 昭和23年12月 | (資)立花商会を吸収合併し、同社が締結した三菱電機(株)との特約店契約を継承 |
| 昭和32年 3月 | 東京都大田区に東京支店(現、東京支社 東京都港区)開設 |
| 昭和36年 5月 | 大阪市西区に本店移転 |
| 昭和36年 5月 | 堺市堺区に堺支店(現、南大阪支店)開設 |
| 昭和36年 7月 | 名古屋市千種区に名古屋支店(現、名古屋支社 名古屋市東区)開設 |
| 昭和37年 3月 | 三菱電機(株)との特約店契約を改め代理店契約を締結 |
| 昭和38年 5月 | 神戸市兵庫区に神戸営業所(現、神戸支店 神戸市中央区)開設 |
| 昭和41年 1月 | 東京都町田市に町田営業所(現、神奈川支店 横浜市中区)開設 |
| 昭和41年 9月 | 東京海上火災保険(株)(現、東京海上日動火災保険(株))の代理店として、損害保険並びに自動車損害賠償責任保険の取扱を開始 |
| 昭和41年12月 | (株)第一サービス(現、(株)タチバナクリエート)を設立[現・連結子会社] |
| 昭和45年 1月 | 貿易課を新設し、海外取引を開始(現、海外本部) |
| 昭和49年 3月 | 一般建設業の建設大臣許可を取得 |
| 昭和49年 8月 | 特定建設業の建設大臣許可を取得 |
| 昭和54年 6月 | 立花冷暖房サービス(株)(現、立花イーエス(株))を設立[現・連結子会社] |
| 昭和57年 8月 | シンガポールにシンガポール駐在員事務所開設 |
| 昭和61年 5月 | 大阪証券取引所の市場第二部特別指定銘柄(新二部)に株式上場 |
| 昭和62年 8月 | シンガポールのタチバナセミコンダクターズ(シンガポール)社(現、タチバナセールス(シンガポール)社)の全株式を取得[現・連結子会社] |
| 昭和63年 5月 | 香港に香港駐在員事務所開設 |
| 平成 2年 9月 | 大阪証券取引所の市場第二部銘柄に指定 |
| 平成 4年 3月 | 香港のタチバナセミコンダクターズ(香港)社(現、タチバナセールス(香港)社)の全株式を取得[現・連結子会社] |
| 平成 9年 2月 | 台湾に海外子会社の台湾立花股份有限公司を設立[現・連結子会社] |
| 平成11年 2月 | 研電工業(株)の全株式を取得[現・連結子会社] |
| 平成12年 7月 | (株)タチバナソリューションズプラザを設立[現・連結子会社] |
| 平成13年 9月 | 「株式会社立花商会」から「株式会社立花エレクトック」に商号変更 |
| 平成14年12月 | (株)タチバナセールス(香港)社の全額出資により立花機電貿易(上海)有限公司を設立[現・連結子会社] |
| 平成15年 4月 | アドバンストロジスティクス(株)を設立[現・連結子会社] |
| 平成15年 4月 | (株)立花マネジメントサービスを設立[現・連結子会社] |
| 平成16年 3月 | 東京証券取引所の市場第二部に株式上場 |
| 平成16年 8月 | (株)宏和工業の全株式を取得[現・連結子会社] |
| 平成16年 8月 | (株)太洋商会の全株式を取得[現・連結子会社] |
| 平成17年 3月 | 東京証券取引所並びに大阪証券取引所市場第一部に指定 |
| 平成19年 1月 | (株)タチバナセールス(香港)社の全額出資によりタチバナセールス(韓国)社を設立 |
| 平成19年 3月 | (株)タチバナセールス(シンガポール)社の全額出資によりタチバナセールス(バンコク)社を設立 |

3 【事業の内容】

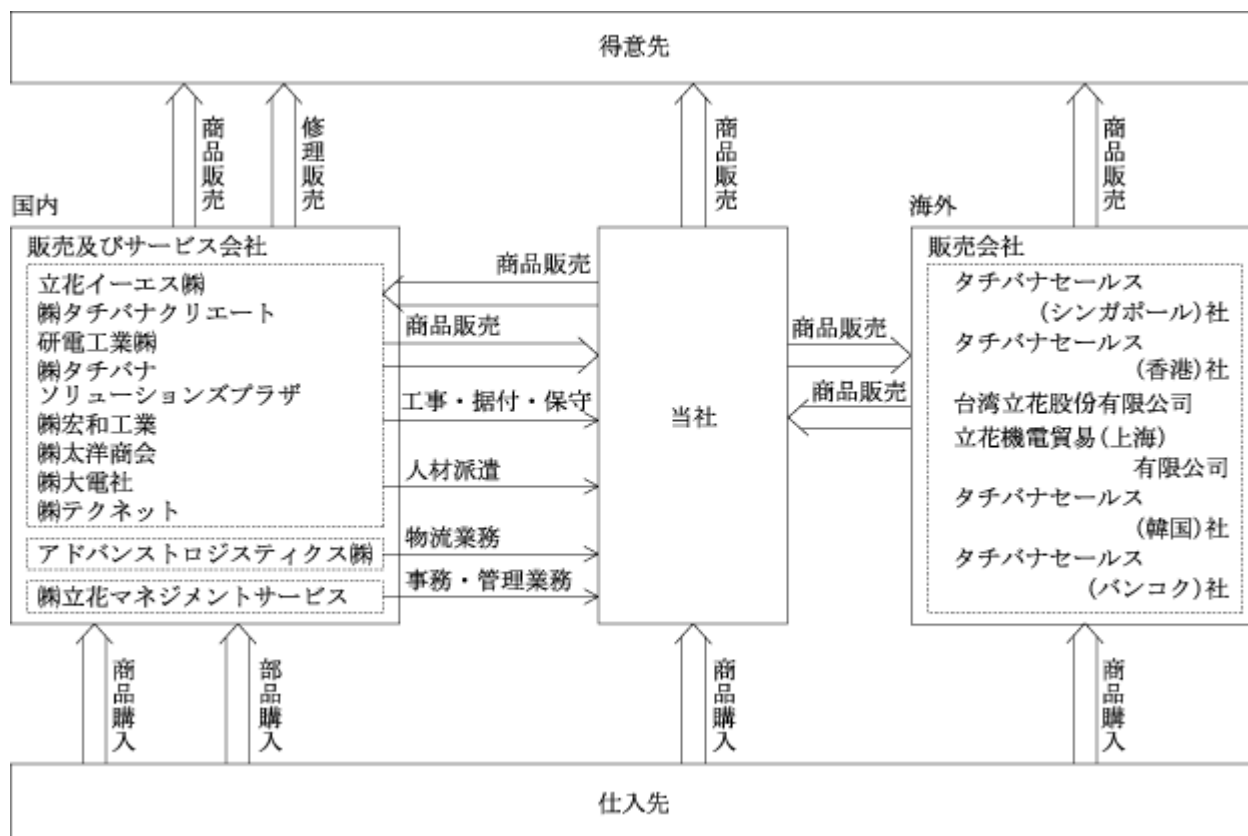
当社企業グループは、連結子会社12社及び関連会社2社で構成され、電気機器、電子・情報機器、半導体デバイス、産業機械、設備機器の販売を主にこれらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

当社企業グループを構成する連結子会社及び関連会社は、次のとおりであります。

| | |
|---|--|
| <p>連結子会社</p> <p>立花イーエス㈱ (株)タチバナクリエート 研電工業㈱ (株)タチバナソリューションズプラザ</p> <p>(株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンストロジスティクス㈱ (株)立花マネジメントサービス タチバナセールス(シンガポール)社</p> <p>タチバナセールス(香港)社 台湾立花股份有限公司 立花機電貿易(上海)有限公司 ※タチバナセールス(韓国)社 ※タチバナセールス(バンコク)社</p> <p>関連会社</p> <p>(株)大電社 (株)テクネット</p> | <p>冷暖房空調機器の据付、修理 電気機器、家電品の販売、労働者の派遣 電気機械器具の販売及び修理 移動体通信関連のソフトウェア開発、労働者の派遣 空調、衛生、給排水の管工事 電気機械器具の販売 商品の保管、配送業務の受託 管理業務、事務処理業務の受託 半導体、半導体部品材料、電子デバイスの販売 半導体、防犯機器の販売 電気機器、電子機器の輸出入販売 F A機器、産メカ製品、半導体の販売 半導体、電子デバイス品の販売 半導体、電子デバイス品の販売 電機、電子機器用部品の販売 電気機械器具の販売</p> |
|---|--|

※ タチバナセールス(韓国)社及びタチバナセールス(バンコク)社の決算基準日は、12月のため、それぞれ本年1月と3月に設立された両社は、当連結会計年度における連結財務諸表には含まれておりません。

以上の企業グループについて事業の系統図を示すと次のとおりであります。



- (注) 1 立花機電貿易(上海)有限公司及びタチバナセールス(韓国)社は、タチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。
 2 タチバナセールス(バンコク)社は、タチバナセールス(シンガポール)社の100%出資子会社であります。

4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 又は出資金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の 所有割合 (%) | 関係内容 |
|-----------------------------|-------------|-----------------------|-------------------------------------|---------------------|--|
| (連結子会社) 立花イーエス㈱ | 大阪市西区 | 10 | 冷暖房空調機器 の据付、修理 | 100.0 | 空調、冷凍機器等の据付・修理サー ビス及び部品を当社へ販売 役員の兼任等…1名 |
| ㈱タチバナクリエート | 大阪市西区 | 10 | 電気機器、家電 品の販売、労働 者の派遣 | 100.0 | 三菱電機製電気機器を当社が販売 電気機器、家電品を当社へ販売 当社へ労働者派遣 役員の兼任等…2名 |
| 研電工業㈱ | 大阪市 西淀川区 | 30 | 電気機械器具の 販売及び修理 | 100.0 | 三菱電機製電気機器を当社が販売 電気機器を当社へ修理販売 役員の兼任等…2名 |
| ㈱タチバナソリューションズ プラザ | 大阪市西区 | 10 | 移動体通信関連 のソフトウェア 開発、労働者の 派遣 | 100.0 | 情報通信関連システム製作を当社が 受託 役員の兼任等…1名 |
| ㈱宏和工業 | 兵庫県西宮市 | 40 | 空調、衛生、給 排水の管工事 | 100.0 | 冷熱・空調機器等を当社が販売 役員の兼任等…1名 |
| ㈱太平洋商会 | 大阪市西区 | 10 | 電気機械器具の 販売 | 100.0 | 三菱電機製電気機器を当社が販売 役員の兼任等…1名 |
| アドバンストログスティク ス㈱ | 大阪府茨木市 | 10 | 商品の保管、配 送業務の受託 | 100.0 | 商品の保管及び配送業務を同社が受 託 役員の兼任等…2名 |
| ㈱立花マネジメントサービ ス | 大阪市西区 | 10 | 管理業務、事務 処理業務の受託 | 100.0 | 連結子会社の管理業務、事務処理業 務を同社が受託 役員の兼任等…1名 |
| タチバナセールス(シンガ ポール)社 | シンガポール | 千S.\$ 200 | 半導体、半導体 部品材料、電子 デバイスの販売 | 100.0 | ルネサステクノロジー製の半導体を 当社が販売 半導体を当社へ販売 役員の兼任等…2名 |
| タチバナセールス(香港)社 | 香港 | 千HK.\$ 1,000 | 半導体、防犯機 器の販売 | 100.0 | ルネサステクノロジー製の半導体を 当社が販売 半導体を当社へ販売 役員の兼任等…2名 |
| 台湾立花股份有限公司 | 台湾 | 千NT.\$ 5,000 | 電気機器、電子 機器の輸出入販 売 | 100.0 | 電子部品、電子機器の調達及び販売 役員の兼任等…2名 |
| 立花機電貿易(上海)有限公 司 | 中国(上海) | 千U.S.\$ 200 | F A機器、産メ カ製品、半導体 の販売 | 100.0 (100.0) | 三菱電機製F A機器、産メカ製品及 びルネサステクノロジー製の半導体 を当社が販売 役員の兼任等…2名 |
| (持分法適用関連会社) ㈱大電社 (注)2 | 大阪市浪速区 | 1,731 | 電気器具製品、 機械器具製品の 販売 | 30.4 | 三菱電機製電気機器を当社が販売 役員の兼任等…1名 |
| ㈱テクネット | 三重県 四日市市 | 10 | 電気機械器具の 販売 | 20.0 | 三菱電機製電気機器を当社が販売 |

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。
2 有価証券報告書提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

| | |
|---------|-----|
| 従業員数(名) | 888 |
|---------|-----|

(注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 連結会社では、事業部門別の把握が困難であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 754 | 38.7 | 14.3 | 6,686 |

(注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

連結会社には労働組合は組織されておらず、該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、原油価格高騰や金利上昇、為替動向などの不安要因があったものの、米国・欧州および中国をはじめとするBRICsなど世界経済の景気拡大が継続するとともに、企業業績の回復を背景とした民間設備投資や個人消費の増加が見られるなど概ね堅調な状況で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社企業グループは、中長期ビジョン「GT21」(Growing Tachibana 21ST Century)を積極的に推進し経営体質の強化に努めるとともに、昨年4月の機構改革として、FAシステム・情報通信・施設の3事業に跨るシステム案件の受注を推進するソリューション本部の設立やEMS(電子部品受託製造サービス)事業を専任とするEMS本部を設立するなど、各部門の本来の役割・使命である、ミッションを基軸とした経営体制の取り組みに注力してまいりました。

このような状況のもと、販売面では、自動車関連は調整局面にありましたが依然高水準で推移しており、好調な鉄鋼、液晶製造装置、素材関連など旺盛な設備投資に支えられFAシステム事業を中心に大きな成果を上げてまいりましたが、半導体デバイス事業における主力仕入先の事業見直しによる携帯電話向けフラッシュメモリー並びにカメラモジュールの受注減少と携帯電話の委託生産の受注減少により、売上全体では減収を余儀なくされました。

一方、収益面では、経営戦略としての人材確保や社員教育による費用の増加もありましたが、好調なFA関連機器の販売増加に伴う利益の増加やその他主要取り扱い製品全般にわたる利益率の改善もあり、前期を上回る利益を計上いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は149,890百万円(前年同期比3.9%減)、経常利益は3,968百万円(前年同期比7.8%増)、当期純利益は2,223百万円(前年同期比5.6%増)となりました。

売上の概況は次のとおりであります。

〔電気機器〕 売上高：20,334百万円(前年同期比1.6%増)

回転機器は、製造業全般にわたる設備投資の増加に伴い、特殊モートルやギヤードモートルが順調に推移いたしました。静止機器は、省エネ法改正に伴う更新需要もあり、ノーヒューズブレーカー、漏電遮断器並びに制御機器が好調に推移したほか、超高効率トランスも大幅に伸長いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比1.6%の増加となりました。

〔電子・情報機器〕 売上高：57,867百万円(前年同期比10.4%減)

FA機器は、半導体・液晶製造装置メーカーや一般産業機械メーカーなどの積極的な設備投資により、インバータ、サーボ、プログラマブルコントローラなど全般にわたり好調に推移いたしました。

情報機器は、映像分野の情報端末向けタッチパネルモニタの受注が増加しましたが、コンピュータ分野の基幹系システムや通信機器分野での販売ウエイトの高い携帯電話の委託生産が大幅に減少いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比10.4%の減少となりました。

〔半導体デバイス〕 売上高：45,176百万円(前年同期比6.8%減)

半導体は、通信機器、エアコン向けにマイコンや光通信用の光通信モジュールが堅調に推移するとともに、エアコン用のパワー素子や携帯電話用パワーアンプとしての高周波光が大幅に伸長しました。しかしながら、携帯電話向けフラッシュメモリーやカメラモジュールがメーカーの両製品からの撤退により、売上が減少いたしました。電子デバイスは、店舗用端末に液晶や複写機用に密着イメージセンサーが好調に推移するとともに、プロジェクター用光源ランプが大幅に増加いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比6.8%の減少となりました。

〔産業機械〕 売上高：7,768百万円(前年同期比1.3%増)

産業機械は、自動車関連をはじめ建機関連などが市況を牽引し、鋼材加工用などにレーザー加工機や切削用マシンニングセンターなどの工作機械が大幅に増加しました。また、フラットパネルディスプレイ関連メーカーなどに搬送・切断・溶接用自動機が伸長しましたが、金型メーカーへの放電加工機が低調に推移いたしました。その結果、前年同期比1.3%の増加となりました。

〔設備機器その他〕 売上高：18,744百万円(前年同期比23.2%増)

建設関連は、パッケージエアコンなどの空調機器が好調に推移するとともに大型建設案件や民間設備投資の増加に伴いエレベーターや空調設備工事につきましても順調に推移いたしました。また、省エネに優れた電気温水器をはじめとするオール電化製品など住宅設備機器品が大幅に伸長し、売上に貢献しました。

貿易関係は、駐車場機器、鉄道車輛、造船業界が活況を呈し、立体駐車場用部材や車輛用内装金具などの金属加工品の調達並びに船用バルブが大幅に増加するとともに、AV・IT関連におきましては、台湾向けチップコンデンサー用ニッケルペーストなどの電子部品材料が好調に推移いたしました。また、改正消防法の施行に伴い、家庭用火災感知器も売上に貢献いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比23.2%の大幅な増加となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当社企業グループの当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度に比べ977百万円増加し、当連結会計年度末には9,741百万円(前年同期比11.2%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、4,225百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前当期純利益3,874百万円、売上債権の減少額3,082百万円などの増加と、たな卸資産の増加額928百万円、法人税等の支払額1,723百万円などの減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,015百万円の支出となりました。主な内容は関連会社株式の取得による支出1,069百万円と投資有価証券の取得による支出312百万円などであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,233百万円の支出となりました。主な内容は短期借入金の減少による支出1,460百万円、配当金の支払による支出398百万円と、長期借入による収入1,180百万円、長期借入金の返済による支出344百万円などであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

| 区分 | 金額(百万円) | 前年同期比(%) |
|---------|---------|----------|
| 電気機器 | 20,334 | 101.6 |
| 電子・情報機器 | 57,867 | 89.6 |
| 半導体デバイス | 45,176 | 93.2 |
| 産業機械 | 7,768 | 101.3 |
| 設備機器その他 | 18,744 | 123.2 |
| 合計 | 149,890 | 96.1 |

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額(百万円) | 割合(%) | 金額(百万円) | 割合(%) |
| 三洋電機㈱ | 44,381 | 28.5 | 29,732 | 19.8 |

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

| 区分 | 金額(百万円) | 前年同期比(%) |
|---------|---------|----------|
| 電気機器 | 18,313 | 103.6 |
| 電子・情報機器 | 51,813 | 87.9 |
| 半導体デバイス | 40,637 | 95.9 |
| 産業機械 | 7,370 | 104.3 |
| 設備機器その他 | 16,953 | 121.4 |
| 合計 | 135,088 | 96.5 |

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記金額は、実際仕入額によっております。

3 【対処すべき課題】

当社企業グループは、「お客様の信用、信頼を最重要視する」という基本スタンスのもとで、中長期ビジョン「G T 2 1」を推進し、電機・電子の技術専門商社として、アジアにおける業界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

また、事業活動の推進にあたっては、各部門のミッションを明確にし、そのミッションを基軸とした組織運営を展開してまいります。

なお、その取組みのスタンス、並びに当面注力していく主な課題は次の通りであります。

(1) 技術商社としてのトータルソリューション提供力強化のための機構改革

当社企業グループは、技術統合力を活かしたシステムインテグレータとしてF A、半導体、I Tなどの分野で活動する中、メーカーとの共同開発、製品のシステム販売に力点を置きながら、長年培ってきた技術力をベースにアプリケーション・エンジニアリング(ハードウェア・ソフトウェアの広範な知識をベースに、顧客ニーズに的確に対応したシステム設計)を更に強化することによって、顧客が抱える問題の解決や要求の実現に応える「トータル・ソリューション・ビジネス」を推進してまいります。

その取組みを加速するために、昨年4月にソリューション事業を立ち上げ、複数事業間で発生する顧客のシステム要求に的確に対応してまいります。また、同時に、EMS(電子部品受託製造サービス)事業の一層の拡大を目指して、EMS本部を設置し、技術商社として高い価値を提供すべく取り組んでまいります。

(2) 技術部隊の充実

トータル・ソリューション・ビジネスを推進していくために、当社企業グループでは質と量の両面から技術部隊の充実を図り、技術統合力を活かしたS I(システムインテグレータ)の集団を目指してまいります。

また、F A・半導体・I Tの各技術領域で専門技術を深めていくとともに、これらを統合した技術力をもってオリジナル製品の開発にも取り組んでまいります。

(3) 営業面、管理面の取組み

掲げた目標指標の達成に向けて、営業面では直接取引先の開拓に重点をおき、商品構成においても三菱電機製品、ルネサス半導体製品を基盤としながら「戦略商品」の拡販にも努めてまいります。

また、管理面では、マニュアル化、I T化の推進を通して、徹底した業務効率の向上を追求してまいります。

(4) 人材の確保と育成

当社企業グループでは、中長期の視点で業容の拡大に寄与できる人材の発掘と育成が重要な経営課題であるとの認識に立ち、継続して優秀な人材の確保に努めるとともに、社内教育体系に基づいた社員教育に一層注力してまいります。

そこでは、階層別教育、管理職教育に加えて、セールスエンジニアの育成にも力点をおいて取り組んでまいります。

(5) 経営基盤の整備と関係会社の育成

当社企業グループとしての総合力が発揮できるよう、関係会社の育成に注力し、これら関係会社と連携をとりながら、電機・電子の技術商社企業グループとしての成長を目指してまいります。

(6) 中国市場への取組み

高い成長の見込める中国市場において積極的なビジネス展開を図るべく、上海の現地法人「立花機電貿易(上海)有限公司」を中核に販路開拓を進めております。

今後は、大連、天津等へも順次ビジネスエリアを拡大していくことで中国東北部の日系企業を中心とした顧客開拓に注力するとともに、EMS本部との連携をとりながらEMS事業の一層の拡大に取り組んでまいります。

(7) CSR体制の確立と実践に向けた取組み

当社企業グループは、ステークホルダーからの高い信頼を得ることを事業活動の原点に置き、健全な経営を進めてまいります。

そのために、コンプライアンスの徹底と、コーポレートガバナンスの強化を図るとともに、内部統制システムを構築し、実効性のある監査の実施等によって、CSRの体制を整えてまいります。

(8) 買収防衛策について

当社は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)において、株主の皆様の承認を得て、大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)[注1](以下、「大規模買付者グループ」という。)の議決権割合[注2]を20%以上とすることを目的とする当社株券等[注3]の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)に関する対応策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び本プラン導入の背景について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主様共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様の利益に資するものであるか否かを株主の皆様が合理的かつ適切にご判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要・十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会の評価意見並びに代替案等の情報を速やかに、株主の皆様にご提供することが不可欠です。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様が合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した後記Ⅱ. に記載の本プランを導入し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

II. 本プランの内容

1. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買付対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール(以下、「大規模買付ルール」という。)に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様が合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」という。)の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した後記II. 2. (5)に記載の特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、証券取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置(以下、「対抗措置」という。)を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

- ① 大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。
- ② 当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。
- ③ 当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様が当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。
- ④ 当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重してもなお、特別委員会の勧告の内容と異なる判断に至った場合は、対抗措置の発動の賛否について株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めます。

2. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為が実行される前に、株主の皆様が合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するために、大規模買付情報の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付ルールは、次のとおりです。

(1) 大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合、大規模買付者に対し、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出いただくことといたします。本意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為の概要を明示するとともに大規模買付ルールを遵守する旨を表明していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供とその開示

当社取締役会は、本意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者に対し交付し、速やかに当該情報のリストに記載された情報を提供していただきます。

当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が合理的に判断した場合、当社が定める期限までに、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、速やかに特別委員会に対して提供するとともに株主の皆様にも情報開示いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要なと考えられる情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は大規模買付者から大規模買付情報の提供が完了したことを、速やかに情報開示いたします。

大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報は、次のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付者グループ(共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の具体的名称、資本構成または主要出資者(組合員その他の構成員を含みます。)及びその経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験並びに当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報またはセグメント情報など

② 第三者との連絡

大規模買付行為に際して、第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、買付方法の適法性など(過去の大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況なども含みます。)

④ 買付対価の算定根拠

買付対価の算定の前提となる事実(数値情報)及び仮定事実、算定方法、算定を行った企業ないし担当者、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される影響額及びその算定根拠等

⑤ 大規模買付行為の実行に関する資金の裏付け等

大規模買付行為に要する見込み買付資金総額、大規模買付行為資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、資金調達の方法、関連する取引の内容

⑥ 買付後の経営方針、事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社企業グループの経営方針、事業計画(とくに業種・業態転換の可能性)、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策及びその計画実現の可能性とリスクの有無

⑦ 利害関係者の処遇方針

大規模買付行為完了後における当社及び当社企業グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

⑧ その他、当社取締役会あるいは特別委員会が合理的に必要なと判断する情報

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「評価期間」といいます。)が次のとおり与えられるものといたします。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合 60日間
- ② その他の大規模買付行為の場合 90日間

ただし、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

(4) 取締役会による評価意見並びに代替案

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて開示いたします。

当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することができるものといたします。

(5) 特別委員会

① 特別委員会に対する諮問と勧告

当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より前記Ⅱ. 2. (1)に記載の「大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出」がなされた場合、または大規模買付行為に関する提案、あるいは大規模買付行為が行われた場合の対応方針についての諮問をするために特別委員会を招集いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、特別委員会に対して、速やかに提供いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる情報の提供を求めることができます。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する評価意見あるいは代替案等を特別委員会に提出することができます。

特別委員会は、当社の費用負担をもとに、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができるものとし、当社取締役会から提出のあった評価意見あるいは代替案等について意見を述べることができるほか、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、特別委員会による勧告の概要その他必要と認められる事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、決議するものとします。

また、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものといたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

② 特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上とし、公正中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役、弁護士、公認会計士、社外の有識者の中から選定します。

設置当初における特別委員会の委員は、社外取締役辻川正人氏、社外監査役大谷康弘氏、社外有識者半林 亨氏及び田邊光政氏の4名が就任しております。

(6) 株主意思の確認手続き

評価期間満了後、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて決議いたしますが、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様の意思を尊重する主旨から、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、可及的速やかに株主の皆様に判断していただくことができるものといたします。

なお、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思確認は、会社法上の株主総会(以下、「株主確認総会」という。)による決議によるものといたします。

当社取締役会が、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主確認総会を開催する旨の決議を行った場合には、株主確認総会を開催する旨並びに開催の判断に至った理由を速やかに開示いたします。

当社は、株主確認総会の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し対抗措置を発動または発動しないことといたします。

当社は、株主の皆様の意思の尊重を明確にするために、本プランの対抗措置の決定機関等を明確にするために、当社定款の改正を実施いたしました。

なお、当社取締役会は、株主確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下、「本基準日」という。)を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものといたします。

- ① 株主確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。
- ② 株主確認総会の決議は、当社定款第42条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものといたします。
- ③ 当社取締役会は、株主確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更または株主確認総会の延期若しくは中止をすることができるものといたします。

- ④ 大規模買付者は、株主確認総会終結の時まで、大規模買付行為を開始してはならないものといたします。

(7) 大規模買付行為の開始について

大規模買付行為は、評価期間経過後または株主確認総会の終了後にのみ開始されるものといたします。

(8) 本プランの有効期間と廃止及び変更

① 有効期間

本プランの有効期間は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までといたします。

② 株主総会決議による廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間中であっても、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランにつきご承認をいただいた株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、当社取締役の任期は1年でありますので、毎年新たに選任された取締役による定時株主総会直後の取締役会において、本対応方針につき廃止を含めて見直しを行うものといたします。

③ 廃止または変更に関する情報開示

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及びそれらの内容について、情報開示を速やかに行います。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針と対抗措置の発動判断等

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示を行うに留め、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を行わない旨の決議をいたします。

もっとも、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、次に記載の①から⑩に該当する場合、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反すると判断した場合、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様を尊重する主旨から、可及的速やかに株主確認総会を開催し、株主の皆様に対該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かについて決議していただくことといたします。

当社取締役会は、以下の①から⑩に該当すると合理的に判断した場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反する場合に該当するものと考えます。

- ① 株式を買い占め、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラー)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っていると思われる場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っていると思われる場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っていると思われる場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される場合
- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと合理的に判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に判断される場合
- ⑩ その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

(2) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、引き続き大規模買付情報の提出を求めるとともに大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき、または株主意思の確認手続きに進むべきとの判断を行った場合を除き、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の決議により対抗措置を発動できるものいたします。

(3) 対抗措置の発動の判断

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報その他の情報に基づいて、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会あるいは株主確認総会の決議に基づき、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものとします。

当社取締役会が、取締役会決議に基づき、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合は、株主の皆様に対し適時・適切な情報開示を行います。

(4) 対抗措置の発動後における中止等

当社取締役会は、下記のような事情がある場合には、会社法、証券取引法、その他の法律が認める範囲で対抗措置の中止を含む新たな措置を行うことができるものとします。

- ① 当該対抗措置決定後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合
- ② 当該対抗措置決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反しないと合理的に判断できるなど対抗措置を遂行することが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

上記の場合、当社取締役会は、対抗措置の中止を含む判断を行い、これを特別委員会に報告するものとし、速やかに情報開示を行います。

III. 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」が定めた三原則の要件(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。

2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までとし、有効期間を定めます。

なお、本プランが有効期間前であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランが廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様ご意思に基づくものと考えております。

3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て対抗措置の発動を決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めるものとします。

IV. 株主・投資家に与える影響等

1. 本プランの導入時に与える影響等

本株主総会決議に基づき本プランの導入につきご承認いただくのみであり、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、証券取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

2. 対抗措置の発動時に与える影響等

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、証券取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置を発動する場合には、株主の皆様あるいは投資家の皆様(大規模買付者は除きます。)の法的権利または経済的価値を損なうことのない措置を講じるものといたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合は、速やかに情報開示いたします。

3. 対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合における株主の皆様の手続き

対抗措置として、当社株主総会あるいは当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。係る基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は新株予約権が無償で割当てられますので、名義書換がお済みでない当社株式を保有されている株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換手続きを行っていただく必要があります。

4. 対抗措置の発動後(新株予約権無償割当ての場合)の中止時に与える影響

新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に、当社取締役会が新株予約権無償割当ての発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

〔注1〕大規模買付者及びそのグループ

(i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

〔注2〕 議決権割合

- (i) 大規模買付者及びそのグループが、注1の(i)記載の場合は、当該所有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- (ii) 大規模買付者及びそのグループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

〔注3〕 株券等

株券等とは、証券取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

4 【事業等のリスク】

当社企業グループの経営成績及び財政状況などに重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末(平成19年3月31日)現在において当社企業グループが判断したものであります。

(1) 経済状況の変動について

当社企業グループは、電子・情報機器製品並びに半導体デバイス製品の販売を主な事業とする企業であり、取引先は製造業を中心としながらも幅広い業種に及んでおります。各取引先の状況は、経済状況の変動により、その各々の業界における需要の低下や設備投資の減少などにより影響を受けるため、当社企業グループの経営成績及び財政状態もその影響を受ける可能性があります。

(2) 主要取引先との関係について

当社企業グループの主な取扱品目は、シーケンサ、サーボ、プログラマブルコントローラなどのFA機器製品とメモリー、マイコン、ASICなどの半導体製品であり、仕入先としては、三菱電機株式会社並びに株式会社ルネサス販売からの仕入が中心となっております。従いまして、当社企業グループの経営成績及び財政状態は、これら主要仕入先の事業戦略などにより影響を受ける可能性があります。また、当社企業グループが商品を提供している主要取引先についてもその市場戦略、商品戦略の動向により同様に影響を受ける可能性があります。

(3) 製品の品質と責任について

当社企業グループが販売するシステムや独自に開発したソフトウェアについては、その一部の製品作りにおいて外部の会社を活用する場合があります。

製品の品質管理については品質保証の専任部署を設置し、取引先に対して品質保証が維持できるよう努めておりますが、提供した製品やサービスに欠陥などの問題があった場合には、当社企業グループとして、そのことによって生じた損害の責任を負う可能性があります。

(4) 債権回収について

当社企業グループは、取引先の定期調査分析を実施するなど、与信管理に細心の注意を払っておりますが、取引先の資金繰りの急激な悪化や倒産などにより、債権が回収不能となり貸倒損失が発生する可能性があります。

(5) 財務構造について

当社企業グループは、売上債権の回転期間と比較して仕入債務の回転期間が短くなっております。そのため、売上の増加に伴い運転資金の需要が発生することから、この運転資金を金融機関など外部から調達する財務構造となっております。

このため、今後の当社企業グループの販売動向、金融市場での金利動向及び金融機関の貸出姿勢の変化により、当社企業グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(6) 退職給付債務について

当社企業グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算で設定される前提条件や年金資産の期待収益率で算出されます。

今後の割引率の低下や運用利回りの変化により、退職給付費用の増加をもたらす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

平成19年3月31日現在における主な代理店契約等は次のとおりであります。

| 契約会社名 | 相手先 | 契約内容 | 契約期間 |
|------------|-----------------|------------------------------|---|
| 株式会社エレクトック | 三菱電機(株) | 機器事業部扱い製品の特約販売 | 昭和59年4月から1か年 (1年ごとの自動更新) |
| | | 半導体製品の特約販売 | 平成8年4月から1か年 (1年ごとの自動更新) |
| | | 通信・NTT事業部扱い製品の販売 | 平成12年4月から1か年 (1年ごとの自動更新) |
| | | 社会システム事業部・社会情報システム事業部扱い製品の販売 | 平成14年4月から1か年 (1年ごとの自動更新) |
| 株式会社エレクトック | 株式会社ルネサス販売 | 半導体の販売 | 平成15年4月から1か年 (1年ごとの自動更新) |
| 株式会社エレクトック | 東京海上日動火災保険(株) | 損害保険、自動車損害賠償責任保険 | 平成13年4月から無期限 |
| 株式会社エレクトック | Atmel Sarl | 半導体の日本、香港、中国における販売 | 平成18年9月から1か年 (1年ごとの自動更新) |
| 株式会社エレクトック | タッチパネル・システムズ(株) | タッチパネルモニターの販売 | 平成13年2月から1か年 (1年ごとの自動更新) |
| 株式会社エレクトック | アバゴ・テクノロジー(株) | 半導体の日本国内における非独占的特約販売 | 平成17年8月から1か年 (1年ごとの自動更新、自動更新は最長2回まで) |

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成19年6月29日)現在において当社企業グループが判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度における資産合計は84,501百万円となり、前連結会計年度に比べ42百万円減少しました。

流動資産は71,037百万円となり、前連結会計年度に比べ746百万円減少しました。この主な要因は、現金及び預金の増加1,293百万円と、売上高の減少に伴い受取手形及び売掛金が2,846百万円減少したことによるものです。

固定資産は13,464百万円となり、前連結会計年度に比べ703百万円増加しました。この主な要因は、投資有価証券の増加807百万円で、関連会社株式が増加したことによるものです。

当連結会計年度における負債合計は51,720百万円となり、前連結会計年度に比べ1,538百万円減少しました。

流動負債は49,083百万円となり、前連結会計年度に比べ1,481百万円減少しました。この主な要因は、仕入高の減少に伴う支払手形及び買掛金の減少424百万円と短期借入金の返済1,136百万円によるものです。

固定負債は2,636百万円となり、前連結会計年度に比べ57百万円減少しました。

当連結会計年度における純資産合計は32,781百万円となり、前連結会計年度に比べ1,496百万円増加しました。この主な要因は、当期純利益が増加したことによるものです。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

① 売上高

売上高は、前連結会計年度より6,024百万円減少し、149,890百万円(前年同期比3.9%減)となりました。鉄鋼、液晶製造装置、素材関連産業の設備投資の拡大を背景にF A機器並びに設備機器は伸長いたしました。携帯電話向けフラッシュメモリーやカメラモジュールが低調であったことから半導体デバイス分野は減少いたしました。

また、電子・情報機器分野においても、携帯電話の委託生産が大幅に縮小したことから分野全体としては減少いたしました。

② 売上原価、販売費及び一般管理費

売上高の減少に伴い、売上原価は前連結会計年度より6,533百万円減少し、134,604百万円(前年同期比4.6%減)となりました。また、売上高に対する売上原価の比率は、利益率の改善などを反映して0.7ポイント改善し、89.8%となっております。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度より279百万円増加し、11,342百万円(前年同期比2.5%増)となりました。これは、主として人員の増加に伴う人件費の増加と、販売活動費、教育費などを中心とした一般管理費の増加によるものであります。

③ 営業外損益

営業外収益は、前連結会計年度より116百万円増加し、389百万円(前年同期比42.8%増)となりました。この主な要因は、受取配当金及び持分法による投資利益の増加によるものであります。営業外費用は、前連結会計年度より59百万円増加し、364百万円(前年同期比19.3%増)となりました。

④ 経常利益

経常利益は、前連結会計年度より287百万円増加し、3,968百万円(前年同期比7.8%増)となりました。売上高経常利益率は前連結会計年度より0.3ポイント増加し、2.7%となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は、前連結会計年度より30百万円減少し、43百万円(前年同期比41.1%減)となりました。これは、投資有価証券売却益の減少が主な要因であります。特別損失は、前連結会計年度より110百万円増加し、137百万円(前年同期比397.3%増)となりました。これは、新研修センターの建設に伴う現有建物の解体関連費用並びに本社ビル空調工事に伴う固定資産除却損の計上によるものであります。

⑥ 当期純利益

当期純利益は、前連結会計年度より118百万円増加し、2,223百万円(前年同期比5.6%増)となりました。

(3) 戦略的現状と見通し

今後の見通しといたしましては、好調な企業収益を背景に民間設備投資は依然高い水準を維持しており、個人消費の緩やかな回復に加え、雇用情勢にも改善が見られるなど概ね順調に推移するものと思われませんが、世界的な資源価格の高騰や金利上昇、為替変動リスクに伴う米国・中国の先行き不透明感による不安材料が懸念されるなど、当社を取り巻く経営環境は楽観を許さない状況が予測されます。

当社企業グループといたしましては、2010年3月期を最終年度とする中長期ビジョン「GT21」を確実なものとするべく、電機と電子の技術商社としてアジアのリーディングカンパニーを目指し、成長事業分野であるIT産業やFA、自動車分野全般へのトータル・ソリューション・ビジネスをより一層推進するため、各事業部門のミッションを基軸とした取り組みと国内外の拠点政策を積極的に推進してまいります。

① 拠点政策

中長期ビジョンに則った事業拡大を推進するため、国内外の子会社や営業拠点の拡充に積極的に取り組む方針で、現在、次のとおり2海外現地法人、2国内営業拠点、1海外統括社内カンパニーを設立し業容の拡大を図ってまいります。

| | 名 称 | 設立・開設 | 主な事業の内容 |
|--------|-------------------|---------|--|
| 海外子会社 | 韓国(ソウル)現地法人 | 平成19年1月 | 現地進出の日系2会社に対する半導体・電子デバイス品、機器品の販売 |
| | タイ(バンコク)現地法人 | 平成19年3月 | 半導体・電子デバイス品の販売 |
| 当社営業拠点 | 鳥取支店 | 平成19年4月 | 特定顧客に対する半導体製品の販売 |
| | 福山営業所 | 平成19年4月 | 中国地方5県の見込顧客に産業メカトロニクス製品の拡販 |
| | 立花オーバーシーズホールディング社 | 平成19年4月 | 海外の経営資源を一元管理するとともに投資戦略などを企画立案し意思決定のスピードアップを図るなど海外事業の経営効率を高める目的で香港に社内カンパニーとして設立 |

今後共、海外事業では、中国(大連・天津)、などへの順次拠点展開を図り、日系企業を中心とした顧客開拓に注力し、事業の一層の拡大に向けて積極的なビジネス展開を推進するなど、さらなる発展と安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

② ソリューション事業

昨年4月に実施した機構改革の柱であるソリューション事業(これからの生産現場に求められる省エネ・環境などの要素も含めた複合化するシステムニーズに的確に対応する)を軌道に乗せるべく、本格的な営業活動に邁進してまいります。

[現状と成果]

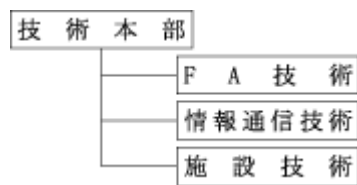
2006年10月より、当社F A事業の取引顧客やエネルギー管理指定の格上げ工場及び協業先の取引顧客を中心に営業活動を実施。

直需顧客の拡大、拡充

従来の商談とは異なり、「工場全体のエネルギー効率の向上」といった省エネ・環境・安全などの要素を含めた複合的なニーズが増加しており、長年にわたり取り組んできた技術商社としての技術力と製品力、また関係企業との協業により予想以上の引合・相談が発生し、直需顧客の拡大、拡充が図られました。

見積り件数(約90件/33社)

また、今回ソリューションビジネスを展開するに当たり、複合的なニーズに迅速に応えるため従来のF A技術本部に情報通信技術・施設技術を包含するとともに技術本部に名称変更し、ソリューション事業直轄とし、一体連携が計れる組織といたしました。



協業申し入れの増加

本ビジネスを成功に導くには、専門技術・競合力のある製品・システムなど協業パートナーの力は必須であり、当社は協業先としっかり手を握り、スクラムを組んでいくことが重要になってきます。今回、三菱電機グループ以外に新たに10数社からの協業の申し入れが出てきており、本ビジネスの意義・将来性に対する期待の大きさ、また当社の取り組み姿勢・技術力に対する信頼の現れであり、全力を挙げて取り組んでまいります。

③ 経営体質の充実と強化

業界を取り巻く環境は依然厳しいものと思われませんが、収益重視の経営を基本とし、今後も高い収益力を追及し業績拡大に努めてまいります。また、経営の透明性、健全性、遵法性の確保をすべくコーポレートガバナンス体制の充実・強化に努めるとともに内部統制の整備・運用を図る目的で本年6月28日付でC S R推進本部を発足いたします。

C S R推進本部を新設

企業の社会的使命として環境問題への取り組み、コンプライアンス、社会貢献などを通じたC S Rの遂行が企業に求められていますが、当社では、このような社会的要請を事業経営に取り入れ、着実に実践していく所存であります。現状のC S R推進本部の各組織は次のとおりです。



経営の透明性

当社企業グループにおきましては、より強い経営体制を築くと同時に健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを確立することを重要課題と認識しております。

その取り組みとして、本年6月に開催の定時株主総会において、社外取締役と社外監査役に、それぞれ弁護士の方を招聘し、弁護士としての豊富な知識・経験を活かした法律面からのアドバイスをいただき、経営の透明性・健全性・遵法性の確保を高めてまいります。これにより、当社の経営体制は、取締役7名のうち社外取締役を2名、監査役3名のうち社外監査役を2名といたしました。

なお、これまでに当社企業グループの経営体制構築に向けた取り組みは次の通りであります。

- ・経営の機動性とコンプライアンス(遵法、透明性)の観点から、経営と業務執行の分離を行うため、経営をつかさどる取締役とは別に、業務執行をつかさどる執行役員を任命し、取締役会、経営執行会議として運営しております。
- ・事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役、執行役員の任期を1年としております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

第2「事業の状況」 1「業績等の概要」 (2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

② 資金需要

当社企業グループの運転資金需要のうち主なものは、仕入から回収までの資金立替、販売費及び一般管理費等の営業費用等であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

特記すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成19年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の 内容 | 帳簿価額(単位 百万円) | | | | 合計 | 従業員数 (名) |
|----------------------|-----------|--------------|---------------|--------------|----------------|-------|-------------|
| | | 建物 及び構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 工具器具 及び備品 | 土地 (面積㎡) | | |
| 本社 (大阪市西区) | 営業設備 | 2,249 | 0 | 66 | 271 (1,191) | 2,588 | 435 |
| 東京支社 (東京都港区) | 営業設備 | 5 | — | 6 | — (—) | 11 | 138 |
| 名古屋支社 (名古屋市東区) | 営業設備 | 0 | — | 0 | — (—) | 1 | 50 |
| 神奈川支店 (横浜市中区) | 営業設備 | 0 | — | 0 | — (—) | 0 | 12 |
| 南大阪支店 (堺市堺区) | 営業設備 | 1 | — | 0 | — (—) | 2 | 11 |
| 神戸支店 (神戸市中央区) | 営業設備 | 1 | — | 0 | — (—) | 2 | 27 |
| 東京物流センター (横浜市鶴見区) | 営業設備 | 3 | 0 | 0 | 72 (704) | 77 | 1 |

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

(2) 国内子会社

平成19年3月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の 内容 | 帳簿価額(単位 百万円) | | | | 合計 | 従業員数 (名) |
|-------|------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|-------------|----|-------------|
| | | | 建物 及び構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 工具器具 及び備品 | 土地 (面積㎡) | | |
| 研電工業㈱ | 本社 (大阪市西淀川区) | 営業設備 及び工場 | 31 | 5 | 1 | — (—) | 38 | 29 |
| ㈱宏和工業 | 本店 (兵庫県西宮市) | 営業設備 | 13 | — | — | 49 (238) | 63 | — |
| | 尼崎支店 (兵庫県尼崎市) | 営業設備 及び工場 | 6 | 0 | 0 | 46 (495) | 53 | 17 |

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

(3) 在外子会社

平成19年3月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の 内容 | 帳簿価額(単位 百万円) | | | | 合計 | 従業員数 (名) |
|-----------------------|----------------|-----------|--------------|---------------|--------------|-------------|----|-------------|
| | | | 建物 及び構築物 | 機械装置 及び運搬具 | 工具器具 及び備品 | 土地 (面積㎡) | | |
| タチバナセールス (シンガポール)社 | 本社 (シンガポール) | 営業設備 | — | — | 0 | — (—) | 0 | 7 |
| タチバナセールス (香港)社 | 本社 (香港) | 営業設備 | — | — | 0 | — (—) | 0 | 33 |
| 台湾立花股份有限公司 | 本社 (台湾) | 営業設備 | — | — | 0 | — (—) | 0 | 2 |
| 立花機電貿易 (上海)有限公司 | 本社 (中国・上海) | 営業設備 | — | — | 1 | — (—) | 1 | 9 |

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完了予定 年月 |
|------|-----------------|----------------------|-------------|---------------|--------|---------|------------|
| | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | | |
| 提出会社 | 南大阪支店 (堺市堺区) | 営業設備 社員寮及び 研修所 | 730 | — | 自己資金 | 平成19年4月 | 平成20年3月 |

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 80,000,000 |
| 計 | 80,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成19年6月29日) | 上場証券取引所名又は 登録証券業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|----|
| 普通株式 | 21,192,342 | 21,263,512 | 東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 | — |
| 計 | 21,192,342 | 21,263,512 | — | — |

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は、平成15年7月14日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成15年6月27日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 1,766個※3 | 1,139個※3 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 194,260株※1,3 | 125,290株※1,3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 625円※2,3 | 625円※2,3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年7月1日～ 平成19年6月30日 | 平成17年7月1日～ 平成19年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 625円※3 資本組入額 313円※3 | 発行価格 625円※3 資本組入額 313円※3 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|---|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ハ 同左 ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みにに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 当社は、平成16年4月12日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成15年6月27日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 250個※3 | 230個※3 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 27,500株※1,3 | 25,300株※1,3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,115円※2,3 | 1,115円※2,3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年7月1日～ 平成19年6月30日 | 平成17年7月1日～ 平成19年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,115円※3 資本組入額 558円※3 | 発行価格 1,115円※3 資本組入額 558円※3 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|---|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ハ 同左 ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 当社は、平成16年8月9日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成16年6月29日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 530個※3 | 530個※3 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 58,300株※1,3 | 58,300株※1,3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,058円※2,3 | 1,058円※2,3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,058円※3 資本組入額 529円※3 | 発行価格 1,058円※3 資本組入額 529円※3 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|--|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 | ハ 同左 |
| | ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ④ 当社は、平成16年10月18日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成16年6月29日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 30個※3 | 30個※3 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,300株※1,3 | 3,300株※1,3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 989円※2,3 | 989円※2,3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 989円※3 資本組入額 495円※3 | 発行価格 989円※3 資本組入額 495円※3 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|--|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 | ハ 同左 |
| | ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤ 当社は、平成17年4月11日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成16年6月29日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 300個※1 | 300個※1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 30,000株※2 | 30,000株※2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,225円※3 | 1,225円※3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,225円 資本組入額 613円 | 発行価格 1,225円 資本組入額 613円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|--|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 | ハ 同左 |
| | ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑥ 当社は、平成17年8月8日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成17年6月29日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 840個※1 | 840個※1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 84,000株※2 | 84,000株※2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,161円※3 | 1,161円※3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,161円 資本組入額 581円 | 発行価格 1,161円 資本組入額 581円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|--|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 | ハ 同左 |
| | ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦ 当社は、平成17年10月17日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成17年6月29日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 210個※1 | 210個※1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 21,000株※2 | 21,000株※2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,189円※3 | 1,189円※3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,189円 資本組入額 595円 | 発行価格 1,189円 資本組入額 595円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|--|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 | ハ 同左 |
| | ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑧ 当社は、平成18年4月10日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

| 株主総会の特別決議日(平成17年6月29日) | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
| 新株予約権の数 | 370個※1 | 370個※1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 37,000株※2 | 37,000株※2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,343円※3 | 1,343円※3 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,343円 資本組入額 672円 | 発行価格 1,343円 資本組入額 672円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> | <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p> |

| | 事業年度末現在 (平成19年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成19年5月31日) |
|-------------------------|--|---------------------------|
| | ハ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 | ハ 同左 |
| | ③ 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | ③ 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。 新株予約権の質入及び相続は認めない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |

(注)※1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

※2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

※3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-----------------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成16年12月3日 (注) 1 | 300,000 | 16,752,757 | 156 | 4,382 | 156 | 4,186 |
| 平成17年3月12日 (注) 2 | 1,350,000 | 18,102,757 | 797 | 5,180 | 795 | 4,982 |
| 平成17年3月28日 (注) 3 | 150,000 | 18,252,757 | 88 | 5,269 | 88 | 5,071 |
| 平成17年3月31日 (注) 4 | 20,000 | 18,272,757 | 8 | 5,277 | 8 | 5,079 |
| 平成17年5月20日 (注) 5 | 1,827,275 | 20,100,032 | — | 5,277 | — | 5,079 |
| 平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注) 6 | 950,620 | 21,050,652 | 306 | 5,583 | 305 | 5,384 |
| 平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 7 | 141,690 | 21,192,342 | 45 | 5,629 | 45 | 5,430 |

(注) 1 第三者割当 発行価格1,040円 資本組入額520円

割当先：㈱ルネサステクノロジ ミヨシ電子㈱

2 有償一般募集 発行価格1,252円 発行価額1,180.61円 資本組入額591円

3 第三者割当 発行価格1,180.61円 資本組入額591円

割当先：野村証券㈱

4 新株引受権(ストックオプション)の権利行使による増加

5 平成17年5月20日に、平成17年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、所有株式数を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

6 新株引受権(ストックオプション)及び新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加

7 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加

8 平成19年4月1日から平成19年5月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の権利行使により発行済株式総数が71,170株、資本金が22百万円及び資本準備金が22百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|--------|-------|--------|--------|----|--------|---------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | — | 45 | 20 | 106 | 58 | — | 2,591 | 2,820 | — |
| 所有株式数(単元) | — | 57,984 | 1,097 | 65,157 | 17,616 | — | 69,460 | 211,314 | 60,942 |
| 所有株式数の割合(%) | — | 27.44 | 0.52 | 30.83 | 8.34 | — | 32.87 | 100.00 | — |

(注) 1 自己株式59,978株は、「個人その他」の欄に599単元及び「単元未満株式の状況」の欄に78株含めてそれぞれ記載しております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数と同一であります。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が11単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(千株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--|--|-----------|------------------------|
| 三菱電機株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 | 1,483 | 7.00 |
| 株式会社サンセイテクノス | 大阪市淀川区西三国1丁目1番1号 | 1,232 | 5.81 |
| 立花エレテック従業員持株会 | 大阪市西区西本町1丁目13番25号 | 902 | 4.26 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 901 | 4.26 |
| 株式会社きんでん | 大阪市北区本庄東2丁目3番41号 | 628 | 2.96 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 602 | 2.84 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505019(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) | AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号) | 499 | 2.36 |
| 立花浪子 | 兵庫県芦屋市 | 434 | 2.05 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 | 431 | 2.04 |
| 佐竹千草 | 兵庫県芦屋市 | 408 | 1.93 |
| 計 | — | 7,525 | 35.51 |

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 602千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|----------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 59,900 | — | — |
| | (相互保有株式) 普通株式 103,400 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 20,968,100 | 209,681 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 60,942 | — | 1単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 21,192,342 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 209,681 | — |

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,100株(議決権11個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|-------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社立花エレテック | 大阪市西区西本町 1丁目13番25号 | 59,900 | — | 59,900 | 0.28 |
| (相互保有株式) 株式会社大電社 | 大阪市浪速区日本橋西 1丁目6番17号 | 103,400 | — | 103,400 | 0.49 |
| 計 | — | 163,300 | — | 163,300 | 0.77 |

(8) 【ストックオプション制度の内容】

① 当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成15年6月27日第74回定時株主総会終結時に在任する当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに本総会終結の時ににおいて在籍する当社及び当社国内子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月27日の第74回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成15年6月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに従業員 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 1,400,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年7月1日～平成19年6月30日 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 当社普通株式1,400,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「払込金額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における大阪証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額は、発行日に先立つ大阪証券取引所における当社株式の普通取引の直近営業日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月29日第75回定時株主総会終結時に在任する当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに本総会終結の時に在籍する当社及び当社国内子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月29日の第75回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成16年6月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに従業員のなかで業績に貢献したと認める成績優秀者及び特に会社が認める者 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 150,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年7月1日～平成20年6月30日 |
| 新株予約権の行使の条件 | ① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。 ③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 当社普通株式150,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「払込金額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額は、発行日に先立つ東京証券取引所における当社株式の普通取引の直近営業日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月29日第76回定時株主総会終結時に在任する当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに本総会終結の時ににおいて在籍する当社及び当社国内子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月29日の第76回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成17年6月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに従業員のなかで業績に貢献したと認める成績優秀者及び特に会社が認める者 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 150,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年7月1日～平成21年6月30日 |
| 新株予約権の行使の条件 | ① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。 ③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1 当社普通株式150,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「払込金額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額は、発行日に先立つ東京証券取引所における当社株式の普通取引の直近営業日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項による取得

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 44 | 57 |
| 当期間における取得自己株式 | — | — |

会社法第155条第7号による取得

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 2,111 | 2,545 |
| 当期間における取得自己株式 | 145 | 170 |

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | 59,978 | — | 60,123 | — |

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、将来の経営環境の変化に対応できるよう、財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本としております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当をおこなうことが出来る旨を定款で定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき9円といたしました。これにより、中間配当金9円と合わせまして年間配当金は1株につき18円と、4期連続の増配となりました。

なお、内部留保資金につきましては、総合的な企業体質の強化と将来の業容拡大に備えるものであります。

また、自己株式の取得につきましては、現時点では予定しておりませんが、当社の財務状況や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策の一つとして、実施時期および実施規模も含め、適切に対応してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下の通りであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 平成18年11月13日 | 189 | 9 |
| 平成19年5月14日 | 190 | 9 |

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第74期 | 第75期 | 第76期 | 第77期 | 第78期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成15年3月 | 平成16年3月 | 平成17年3月 | 平成18年3月 | 平成19年3月 |
| 最高(円) | 605 | 1,070 | 1,355 | 1,340 | 1,373 |
| 最低(円) | 396 | 500 | 1,000 | 1,016 | 1,053 |

(注) 株価は、平成17年3月1日より東京証券取引所市場第一部におけるもの、平成16年3月4日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成18年 10月 | 11月 | 12月 | 平成19年 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|--------------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,291 | 1,246 | 1,235 | 1,199 | 1,306 | 1,280 |
| 最低(円) | 1,200 | 1,056 | 1,135 | 1,136 | 1,096 | 1,172 |

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------------|--|---------|-------------|--|------|---------------|
| 代表取締役 社長 | 社長 執行役員 | 渡 邊 武 雄 | 昭和20年6月29日生 | 昭和43年3月 平成5年4月 平成8年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成15年6月 平成18年6月 当社入社 当社海外本部長 当社取締役海外本部長に就任 当社取締役海外事業本部長に就任 当社代表取締役社長に就任 当社代表取締役社長 代表執行役員に就任 当社代表取締役社長 社長執行役員に就任(現任) | (注)4 | 73 |
| 代表取締役 | 専務執行役員 全社営業 担当、北陸 支店担当 | 佐々木 正 也 | 昭和13年5月1日生 | 昭和44年5月 平成4年4月 平成6年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年6月 平成19年6月 当社入社 当社電子デバイス本部長 当社取締役電子デバイス本部長、 全社電子デバイス担当に就任 当社常務取締役半導体デバイス事 業担当に就任 当社専務取締役東京支社長、半導 体デバイス事業担当に就任 当社代表取締役専務東京支社長、 北陸支店担当に就任 当社代表取締役専務 執行役員 東京支社長、北陸支店担当に就任 当社代表取締役 専務執行役員 東京支社長、北陸支店担当に就任 当社代表取締役 専務執行役員全 社営業担当、北陸支店担当に就任 (現任) | (注)4 | 21 |
| 取締役 | 常務執行役員 FAシス テム事業担 当、神戸支 店・九州支 店担当 | 島 田 教 雄 | 昭和18年1月31日生 | 昭和36年3月 平成10年6月 平成12年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成18年6月 当社入社 当社機器本部長 当社取締役機器本部長に就任 当社取締役FA第一本部長に就任 当社取締役 執行役員 FA第一 本部長に就任 当社常務取締役 執行役員 FA 第一本部長に就任 当社取締役 常務執行役員 FA システム事業担当、神戸支店・九 州支店担当に就任(現任) | (注)4 | 27 |
| 取締役 | | 下 吉 英 之 | 昭和21年3月15日生 | 昭和43年4月 平成10年6月 平成14年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年10月 平成18年10月 当社入社 当社機電本部長 当社名古屋支社副支社長兼FA第 三本部長 当社取締役名古屋支社副支社長兼 FA第三本部長に就任 当社取締役 執行役員 名古屋支 社長兼FA第三本部長に就任 当社取締役 常務執行役員に就任 株式会社大電社取締役に就任 同社代表取締役社長に就任(現任) 当社取締役に就任(現任) | (注)4 | 25 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-----------|--------------------------------------|---------|--------------|---|---|-------|---------------|
| 取締役 | 執行役員 管理部門 担当、 C S R推進 担当 | 住 谷 正 志 | 昭和24年1月1日生 | 昭和48年4月 平成8年10月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 | 当社入社 当社管理本部経営企画部長 当社経営企画本部長 当社管理部門統括本部長 当社執行役員 管理部門統括本部長 当社取締役 執行役員 管理部門 担当に就任 当社取締役 執行役員 管理部門 担当、C S R推進担当に就任(現 任) | (注) 4 | 7 |
| 取締役 | | 清 澤 孝 雄 | 昭和27年4月9日生 | 昭和50年4月 平成14年10月 平成19年4月 平成19年6月 | 三菱電機株式会社入社 同社関西支社産業メカトロニクス 部長 同社関西支社副支社長兼営業企画 部長(現任) 当社取締役に就任(現任) | (注) 4 | — |
| 取締役 | | 辻 川 正 人 | 昭和33年1月31日生 | 昭和60年11月 昭和63年4月 昭和63年4月 平成6年1月 平成16年12月 平成19年6月 | 司法試験合格 大阪弁護士会登録 関西法律特許事務所入所 関西法律特許事務所パートナー 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士(現任) 当社取締役に就任(現任) | (注) 4 | — |
| 監査役 常勤 | | 田 村 勝 彦 | 昭和21年12月20日生 | 昭和40年3月 平成4年8月 平成10年4月 平成14年4月 平成18年4月 平成19年6月 | 当社入社 当社ビルシステム本部総合営業部 長 当社管理本部総務部長 当社経営企画本部広報部長 当社広報部長兼東京広報部長 当社常勤監査役に就任(現任) | (注) 5 | 18 |
| 監査役 | | 大 谷 康 弘 | 昭和41年2月13日生 | 平成2年10月 平成12年4月 平成12年7月 平成13年8月 平成14年8月 平成15年6月 平成16年2月 | 太田昭和監査法人(現新日本監査 法人)入所 大谷公認会計士事務所所長(現任) ㈱関西ベンチャーインキュベート 取締役に就任 同社代表取締役に就任(現任) ケイブイアイ税理士法人社員 当社監査役に就任(現任) ケイブイアイ税理士法人代表社員 (現任) | (注) 5 | — |
| 監査役 | | 塩 路 広 海 | 昭和32年1月28日生 | 昭和59年10月 昭和62年4月 平成3年4月 平成19年6月 | 司法試験合格 大阪弁護士会登録 浅岡法律事務所(現 浅岡・瀧法 律会計事務所)入所 塩路法律事務所開設 所長(現任) 当社監査役に就任(現任) | (注) 5 | — |
| 計 | | | | | | | 175 |

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 2 取締役 清澤孝雄、辻川正人の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 監査役 大谷康弘、塩路広海の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次の通りであります。

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|------|-------------|---|--|-----|---------------|
| 木田 稔 | 昭和45年7月30日生 | 平成5年10月 平成16年1月 平成16年6月 平成18年12月 | 太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)入所 公認会計士木田 稔事務所所長(現任) ㈱IPOサポートセンター(現 ㈱アイサポート)代表取締役(現任) 監査法人グラヴィタス 代表社員(現任) | (注) | — |

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

- 7 当社は、執行役員制度を平成15年6月27日より導入し、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命しております。

執行役員14名の内、取締役を兼務していない執行役員は、以下の9名であります。

| 役職名 | 氏名 |
|--|---------|
| 常務執行役員 東京支社長 | 安 齋 雄 二 |
| 常務執行役員 施設事業担当、工事安全衛生管理室長 | 川 島 喜 夫 |
| 常務執行役員 半導体デバイス事業担当兼ルネサス統括部長 | 小 沼 博 |
| 常務執行役員 全社技術担当兼技術本部長・施設技術部長、品質・安全・環境管理室長 | 山 本 通 泰 |
| 執行役員 半導体デバイス統括本部長兼半導体第一本部長 | 浜 本 昭 文 |
| 執行役員 F A第一本部長 | 上 田 幸 男 |
| 執行役員 情報通信事業担当兼情報通信本部長・情通企画部長、(株)ルネサステクノロジへ兼務出向 | 濱 村 正 夫 |
| 執行役員 名古屋支社長、名古屋管理部長 | 真 鍋 善 英 |
| 執行役員 半導体第四本部長、半導体デバイス推進部担当 | 松 野 秀 樹 |

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社企業グループは、「企業の目的は効率的な経済活動を顕在化させ、長期的な株主価値の向上を目指すことにある」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主をはじめ取引先や従業員並びに近隣地域など様々なステークホルダーの期待と信頼に応えるとともに、一部上場企業として社会的責務を果すことが重要課題であると認識しております。

その取組みの一環として、社外取締役と社外監査役に、それぞれ弁護士の方を招聘し、弁護士としての豊富な知識・経験を活かした法律面からのアドバイスをいただき、経営の透明性・健全性、遵法性の確保を高めてまいります。これにより、当社の経営体制は、取締役7名のうち社外取締役を2名、監査役3名のうち社外監査役を2名といたしております。

一方、当社の企業規模においては、本業での業績向上を図ることが最重要課題の一つと認識しており、このため、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命し、それぞれ取締役会、経営執行会議においてその役割を担っております。

なお、事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役、執行役員の任期を1年といたしております。

また、企業の社会的使命として環境問題への取り組み、コンプライアンス、社会貢献などを通じたCSRの遂行を実践するためにCSR推進本部を設けております。

コンプライアンスにつきましてもその重要性を十分認識し、CSR推進本部にコンプライアンス室を所属させ、法令や社内ルールの遵守はもとより社会倫理や道徳を尊重し、社会の一員であることを自覚した企業活動を行っております。

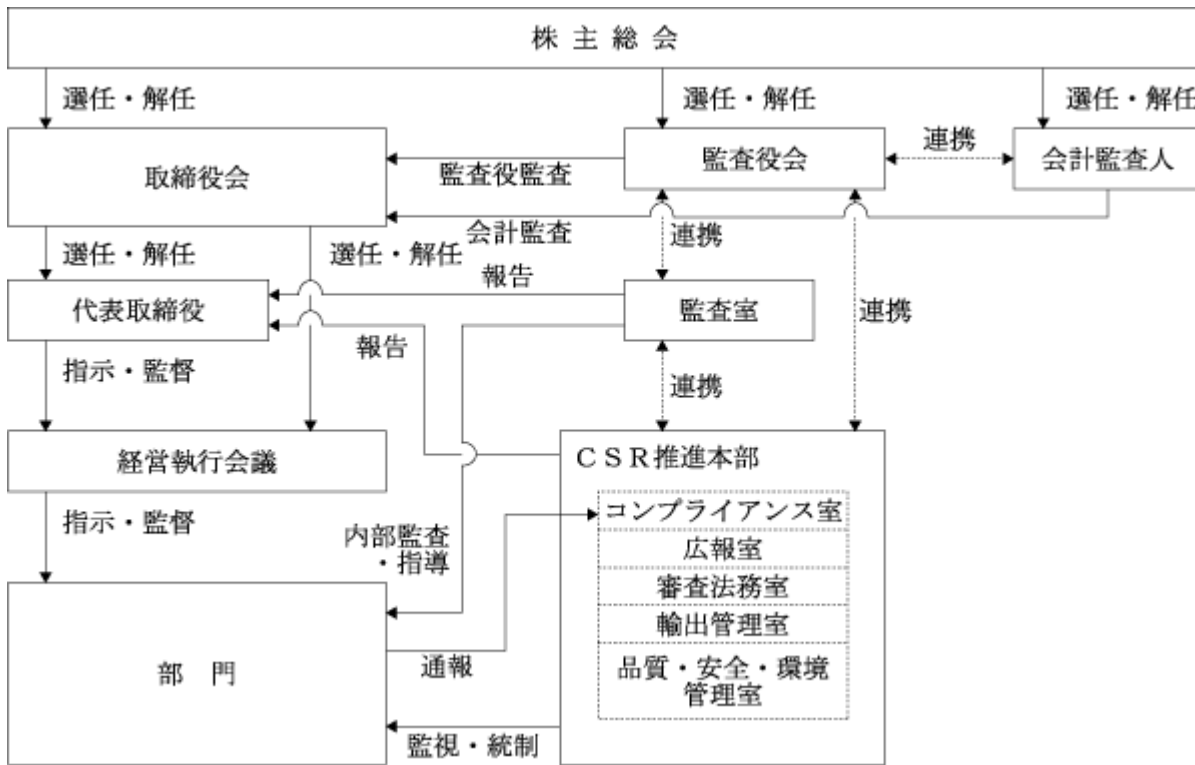
(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

① コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用しております。現在の監査役制度は、監査体制の充実と監査機能の強化を図っており経営の監視機能が十分働いております。従いまして、コーポレート・ガバナンスの観点からも現監査役制度は適切であり有効と考えております。

[当社のコーポレート・ガバナンス体制]



② 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備のために社内規程の整備をし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス室を設置するとともに業務の有効性と効率性を確保するための体制を構築するなど子会社を含めた業務の適正を確保する体制を整備しております。

③ リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程に従い、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。

④ 内部監査体制

内部監査は、代表取締役社長直轄の独立した組織として監査室がその任務を担当しており、当社が定める「内部監査規程」に基づき業務運営及び財産管理の実態を調査し、内部統制の向上に努めております。

⑤ 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく会計監査について、監査法人トーマツより法定監査を受けており、監査役会への定期的な報告が実施されております。

| | |
|-------------------|-----------|
| 業務を執行した公認会計士の氏名 | 所属する監査法人名 |
| 指定社員 業務執行社員 川崎 洋文 | 監査法人トーマツ |
| 指定社員 業務執行社員 小林 洋之 | 監査法人トーマツ |

なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名及び会計士補等5名で構成されております。

⑥ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

| 区分 | 取締役 | | 監査役 | | 計 | |
|------------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) |
| 定款又は株主総会決議に基づく報酬 | 6 | 218 | 3 | 24 | 9 | 242 |
| 計 | 6 | 218 | 3 | 24 | 9 | 242 |

- (注) 1 平成19年6月28日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬は年額400百万円以内であります。
2 平成19年6月28日開催の定時株主総会決議による監査役の報酬は年額40百万円以内であります。
3 取締役のうち非常勤取締役1名は無報酬となっておりますので支給人員より除外しております。
4 監査役のうち非常勤監査役1名は無報酬となっておりますので支給人員より除外しております。

⑦ 監査報酬の内容

監査法人トーマツに対する報酬は以下のとおりであります。

| | |
|---|-------|
| 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に 規定する業務に基づく報酬 | 19百万円 |
| 上記以外の業務に基づく報酬 | 7百万円 |

⑧ その他

a 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役としての有用な人材の招聘を容易にするとともに、その役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

b 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

c 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

d 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役及び社外監査役と会社との間には資本的関係はありません。また、取引関係その他の利害関係についても重要なものではありません。

(3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

- ① 当事業年度において、取締役会を17回、経営執行会議を12回、監査役会を5回開催いたしました。取締役は取締役会において法令に定められた事項や経営の基本方針を決定するとともに、経営執行会議などその他重要な会議に出席し業務執行状況を監督しております。また、監査役会においては、監査の方針・監査計画・監査の方法・監査業務の分担等を決議をもって策定・実施し監査法人との意見交換などを行っております。
- ② 情報開示につきましては、会社法・証券取引法等関係諸法令・証券取引所の定める適時開示規則に則って、ディスクロージャーを行っております。また、株主・投資家向のIR活動にも積極的に取組み、決算・経営情報、業績・財務データ、株式情報等、正確かつ公平にIR情報の適時開示に努めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第77期事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第78期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び第77期事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び第78期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (平成18年3月31日) | | 当連結会計年度 (平成19年3月31日) | |
|--------------|----------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | |
| 1 現金及び預金 | ※2 | 8,786 | | 10,079 | |
| 2 受取手形及び売掛金 | ※3 | 53,602 | | 50,755 | |
| 3 たな卸資産 | | 6,278 | | 7,208 | |
| 4 繰延税金資産 | | 506 | | 504 | |
| 5 未収入金 | | 2,332 | | 2,272 | |
| 6 その他 | | 341 | | 274 | |
| 7 貸倒引当金 | | △63 | | △57 | |
| 流動資産合計 | | 71,783 | 84.9 | 71,037 | 84.1 |
| II 固定資産 | | | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | | | |
| 1 建物及び構築物 | ※2 | 5,773 | | 5,445 | |
| 減価償却累計額 | | 3,460 | 2,313 | 3,106 | 2,338 |
| 2 機械装置及び運搬具 | | 77 | | 57 | |
| 減価償却累計額 | | 68 | 8 | 50 | 6 |
| 3 工具器具及び備品 | | 511 | | 514 | |
| 減価償却累計額 | | 416 | 94 | 424 | 90 |
| 4 土地 | ※2 | | 529 | | 529 |
| 5 建設仮勘定 | | | — | | 0 |
| 有形固定資産合計 | | 2,946 | 3.5 | 2,965 | 3.5 |
| (2) 無形固定資産 | | | | | |
| 1 のれん | | — | | 105 | |
| 2 ソフトウェア | | 322 | | 238 | |
| 3 電話加入権 | | 1 | | 1 | |
| 4 連結調整勘定 | | 153 | | — | |
| 5 その他 | | 29 | | 29 | |
| 無形固定資産合計 | | 506 | 0.6 | 375 | 0.4 |
| (3) 投資その他の資産 | | | | | |
| 1 投資有価証券 | ※1 | 8,872 | | 9,680 | |
| 2 長期貸付金 | | 28 | | 39 | |
| 3 繰延税金資産 | | 5 | | 5 | |
| 4 その他 | | 528 | | 555 | |
| 5 貸倒引当金 | | △127 | | △157 | |
| 投資その他の資産合計 | | 9,307 | 11.0 | 10,123 | 12.0 |
| 固定資産合計 | | 12,760 | 15.1 | 13,464 | 15.9 |
| 資産合計 | | 84,544 | 100.0 | 84,501 | 100.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (平成18年3月31日) | | 当連結会計年度 (平成19年3月31日) | |
|-----------------|----------|-------------------------|--------------|-------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | |
| 1 | ※3 | 43,071 | | 42,646 | |
| 2 | ※2 | 3,390 | | 2,254 | |
| 3 | | 300 | | 300 | |
| 4 | | 1,001 | | 878 | |
| 5 | | 800 | | 742 | |
| 6 | | — | | 43 | |
| 7 | | 0 | | 0 | |
| 8 | | 2,000 | | 2,219 | |
| | | 流動負債合計 | 50,565 59.8 | 49,083 | 58.1 |
| II 固定負債 | | | | | |
| 1 | | 300 | | — | |
| 2 | ※2 | 121 | | 634 | |
| 3 | | 406 | | 368 | |
| 4 | | 230 | | — | |
| 5 | | 1,635 | | 1,436 | |
| 6 | | — | | 197 | |
| | | 固定負債合計 | 2,693 3.2 | 2,636 | 3.1 |
| | | 負債合計 | 53,259 63.0 | 51,720 | 61.2 |
| (資本の部) | | | | | |
| I 資本金 | | | | | |
| | ※4 | 5,583 | 6.6 | — | — |
| II 資本剰余金 | | | | | |
| | | 5,463 | 6.5 | — | — |
| III 利益剰余金 | | | | | |
| | | 17,596 | 20.8 | — | — |
| IV その他有価証券評価差額金 | | | | | |
| | | 2,649 | 3.1 | — | — |
| V 為替換算調整勘定 | | | | | |
| | | 34 | 0.0 | — | — |
| VI 自己株式 | | | | | |
| | ※5 | △43 | △0.0 | — | — |
| | | 資本合計 | 31,284 37.0 | — | — |
| | | 負債・資本合計 | 84,544 100.0 | — | — |

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (平成18年3月31日) | | 当連結会計年度 (平成19年3月31日) | |
|--------------------|----------|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | |
| I 株主資本 | | | | | |
| 1 資本金 | | — | | 5,629 | |
| 2 資本剰余金 | | — | | 5,509 | |
| 3 利益剰余金 | | — | | 19,360 | |
| 4 自己株式 | | — | | △46 | |
| 株主資本合計 | | — | — | 30,453 | 36.0 |
| II 評価・換算差額等 | | | | | |
| 1 その他有価証券 評価差額金 | | — | | 2,287 | |
| 2 繰延ヘッジ損益 | | — | | △0 | |
| 3 為替換算調整勘定 | | — | | 39 | |
| 評価・換算差額等合計 | | — | — | 2,327 | 2.8 |
| 純資産合計 | | — | — | 32,781 | 38.8 |
| 負債純資産合計 | | — | — | 84,501 | 100.0 |

② 【連結損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日) | | 当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日) | | | |
|--------------------|----------|--|------------|--|------------|--------|-----|
| | | 金額(百万円) | 百分比 (%) | 金額(百万円) | 百分比 (%) | | |
| I 売上高 | | | 155,915 | 100.0 | 149,890 | 100.0 | |
| II 売上原価 | | | 141,137 | 90.5 | 134,604 | 89.8 | |
| 売上総利益 | | | 14,777 | 9.5 | 15,286 | 10.2 | |
| III 販売費及び一般管理費 | | | | | | | |
| 1 運賃倉敷料 | | 1,136 | | | 1,209 | | |
| 2 給与諸手当 | | 4,626 | | | 4,728 | | |
| 3 賞与引当金繰入額 | | 793 | | | 732 | | |
| 4 貸倒引当金繰入額 | | — | | | 77 | | |
| 5 退職給付引当金繰入額 | | 206 | | | 214 | | |
| 6 役員賞与引当金繰入額 | | — | | | 43 | | |
| 7 役員退職慰労 引当金繰入額 | | 40 | | | — | | |
| 8 減価償却費 | | 325 | | | 317 | | |
| 9 その他 | | 3,934 | 11,062 | 7.1 | 4,018 | 11,342 | 7.6 |
| 営業利益 | | | 3,714 | 2.4 | 3,943 | 2.6 | |
| IV 営業外収益 | | | | | | | |
| 1 受取利息 | | 30 | | | 47 | | |
| 2 受取配当金 | | 61 | | | 106 | | |
| 3 仕入割引 | | 13 | | | 25 | | |
| 4 為替差益 | | 79 | | | 70 | | |
| 5 持分法による投資利益 | | 2 | | | 65 | | |
| 6 雑収入 | | 84 | 272 | 0.2 | 74 | 389 | 0.3 |
| V 営業外費用 | | | | | | | |
| 1 支払利息 | | 59 | | | 61 | | |
| 2 債権譲渡損 | | — | | | 45 | | |
| 3 新株発行費 | | 17 | | | — | | |
| 4 売上割引 | | 183 | | | 196 | | |
| 5 雑損失 | | 45 | 305 | 0.2 | 61 | 364 | 0.2 |
| 経常利益 | | | 3,681 | 2.4 | 3,968 | 2.7 | |
| VI 特別利益 | | | | | | | |
| 1 投資有価証券売却益 | | 54 | | | 27 | | |
| 2 固定資産売却益 | ※1 | 0 | | | 1 | | |
| 3 貸倒引当金戻入額 | | 19 | | | — | | |
| 4 償却済債権取立益 | | — | 74 | 0.0 | 15 | 43 | 0.0 |
| VII 特別損失 | | | | | | | |
| 1 投資有価証券評価損 | | 0 | | | 23 | | |
| 2 固定資産売却損 | ※2 | — | | | 0 | | |
| 3 固定資産除却損 | ※3 | 1 | | | 72 | | |
| 4 減損損失 | ※4 | 25 | | | — | | |
| 5 南大阪支店解体関連費用 | | — | 27 | 0.0 | 40 | 137 | 0.1 |
| 税金等調整前当期純利益 | | | 3,727 | 2.4 | 3,874 | 2.6 | |
| 法人税、住民税 及び事業税 | | 1,565 | | | 1,599 | | |
| 法人税等調整額 | | 57 | 1,622 | 1.0 | 51 | 1,650 | 1.1 |
| 当期純利益 | | | 2,104 | 1.4 | 2,223 | 1.5 | |

③ 【連結剰余金計算書】

| | | 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | |
|--------------|------------|--|--------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | |
| (資本剰余金の部) | | | |
| I | 資本剰余金期首残高 | | 5,155 |
| II 資本剰余金増加高 | | | |
| 1 | 増資による新株の発行 | 305 | |
| 2 | 自己株式処分差益 | 2 | 307 |
| III | 資本剰余金期末残高 | | 5,463 |
| (利益剰余金の部) | | | |
| I | 利益剰余金期首残高 | | 15,880 |
| II 利益剰余金増加高 | | | |
| | 当期純利益 | 2,104 | 2,104 |
| III 利益剰余金減少高 | | | |
| 1 | 配当金 | 326 | |
| 2 | 役員賞与 | 61 | 387 |
| IV | 利益剰余金期末残高 | | 17,596 |

④ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|-------|-------|--------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 5,583 | 5,463 | 17,596 | △43 | 28,601 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 45 | 45 | | | 91 |
| 利益処分による利益配当 | | | △209 | | △209 |
| 剰余金の配当 | | | △189 | | △189 |
| 利益処分による役員賞与 | | | △60 | | △60 |
| 当期純利益 | | | 2,223 | | 2,223 |
| 自己株式の取得 | | | | △2 | △2 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 (百万円) | 45 | 45 | 1,763 | △2 | 1,852 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 5,629 | 5,509 | 19,360 | △46 | 30,453 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 2,649 | — | 34 | 2,683 | 31,284 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | 91 |
| 利益処分による利益配当 | | | | | △209 |
| 剰余金の配当 | | | | | △189 |
| 利益処分による役員賞与 | | | | | △60 |
| 当期純利益 | | | | | 2,223 |
| 自己株式の取得 | | | | | △2 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | △362 | △0 | 5 | △356 | △356 |
| 連結会計年度中の変動額合計 (百万円) | △362 | △0 | 5 | △356 | 1,496 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 2,287 | △0 | 39 | 2,327 | 32,781 |

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|-----------------------|----------|--|--|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 税金等調整前当期純利益 | | 3,727 | 3,874 |
| 2 減価償却費 | | 327 | 319 |
| 3 減損損失 | | 25 | — |
| 4 連結調整勘定償却額 | | 47 | — |
| 5 のれん償却額 | | — | 47 |
| 6 賞与引当金の増減額(△は減少) | | △13 | △58 |
| 7 貸倒引当金の増減額(△は減少) | | △24 | 23 |
| 8 役員賞与引当金の増減額(△は減少) | | — | 43 |
| 9 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | | 40 | △230 |
| 10 退職給付引当金の増減額(△は減少) | | △44 | △37 |
| 11 受取利息及び受取配当金 | | △91 | △153 |
| 12 支払利息 | | 59 | 61 |
| 13 為替差損益(△は差益) | | △2 | 6 |
| 14 持分法による投資損益(△は利益) | | △2 | △65 |
| 15 投資有価証券評価損 | | 0 | 23 |
| 16 投資有価証券売却損益(△は利益) | | △54 | △27 |
| 17 固定資産除売却損 | | 1 | 94 |
| 18 役員賞与の支払額 | | △61 | △60 |
| 19 売上債権の増減額(△は増加) | | 3,795 | 3,082 |
| 20 たな卸資産の増減額(△は増加) | | 940 | △928 |
| 21 仕入債務の増減額(△は減少) | | △2,145 | △315 |
| 22 未収入金の増減額(△は増加) | | △128 | 60 |
| 23 その他の増減額 | | △69 | 94 |
| 小計 | | 6,327 | 5,855 |
| 24 利息及び配当金の受取額 | | 91 | 153 |
| 25 利息の支払額 | | △60 | △59 |
| 26 法人税等の支払額 | | △1,443 | △1,723 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 4,915 | 4,225 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 定期預金の増減額(△は増加) | | — | △315 |
| 2 投資有価証券の取得による支出 | | △2,063 | △312 |
| 3 投資有価証券の売却による収入 | | 77 | 30 |
| 4 関連会社株式の取得による支出 | | — | △1,069 |
| 5 貸付けによる支出 | | △5 | △19 |
| 6 貸付金の回収による収入 | | 8 | 7 |
| 7 有形固定資産の取得による支出 | | △50 | △255 |
| 8 有形固定資産の売却による収入 | | 1 | 1 |
| 9 無形固定資産の取得による支出 | | △151 | △70 |
| 10 その他の投資に関する支出 | | △51 | △38 |
| 11 その他の投資に関する収入 | | 50 | 26 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △2,185 | △2,015 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 1 短期借入金の増減額(△は減少) | | △993 | △1,460 |
| 2 長期借入による収入 | | 92 | 1,180 |
| 3 長期借入金の返済による支出 | | △44 | △344 |
| 4 社債の償還による支出 | | △400 | △300 |
| 5 新株の発行による収入 | | 611 | 91 |
| 6 自己株式に関する収入及び支出 | | 1 | △2 |
| 7 配当金の支払額 | | △326 | △398 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △1,059 | △1,233 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | 147 | 1 |
| V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | | 1,818 | 977 |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高 | | 6,945 | 8,764 |
| VII 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1 | 8,764 | 9,741 |

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---------------------|--|---|
| 1 連結の範囲に関する事項 | <p>連結子会社の数 12社 連結子会社の名称 立花イーエス㈱ ㈱タチバナクリエート 研電工業㈱ ㈱タチバナソリューションズプラザ ㈱宏和工業 ㈱太洋商会 アドバンストロジスティクス㈱ ㈱立花マネジメントサービス タチバナセールス(シンガポール)社 タチバナセールス(香港)社 台湾立花股份有限公司 立花機電貿易(上海)有限公司 なお、立花機電貿易(上海)有限公司は タチバナセールス(香港)社の100%出 資子会社であります。</p> | <p>同左</p> |
| 2 持分法の適用に関する事項 | <p>持分法適用の関連会社数 1社 ㈱テクネット</p> | <p>持分法適用の関連会社数 2社 ㈱大電社 ㈱テクネット なお、㈱大電社については、当連結会 計年度において株式の追加取得によ り、持分法を適用しております。</p> |
| 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 | <p>連結子会社の決算日は、海外連結子会 社4社を除き、連結決算日と一致して おります。 海外連結子会社の決算日は、12月31日 であります。 なお、海外連結子会社4社について は、連結決算日における仮決算は行っ ておりませんが、連結決算日との間に 生じた重要な取引については、連結上 必要な調整を行っております。</p> | <p>同左</p> |
| 4 会計処理基準に関する事項 | <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方 法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額 は、全部資本直入法により 処理し、売却原価は、移動 平均法により算定)によっ ております。 時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。 ② たな卸資産 主として総平均法による原価法 によっております。</p> | <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方 法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額 は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は、移 動平均法により算定)によ っております。 時価のないもの 同左 ② たな卸資産 同左</p> |

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|----|---|--|
| | <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物及び構築物 3年～50年 機械装置及び運搬具 2年～15年 工具器具及び備品 2年～20年</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。</p> | <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ43百万円減少しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> |

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---------------------------|--|--|
| | <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社は、平成18年5月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年6月29日に役員退職慰労金制度を廃止いたしました。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> | <p>⑤ 役員退職慰労引当金 ــــــــــــــــ</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上していましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしましたので当連結会計年度末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> |
| 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 | 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。 | 同左 |
| 6 連結調整勘定の償却に関する事項 | 連結調整勘定は、5年間で均等償却しております。 | ــــــــــــــــ |
| 7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 | ــــــــــــــــ | のれんは、5年間で均等償却しております。 |
| 8 利益処分項目等の取扱いに関する事項 | 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。 | ــــــــــــــــ |
| 9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。 | 同左 |

会計処理の変更

| 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|---|
| (固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度から、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより、税金等調整前当期純利益は25百万円減少しております。 | _____ |
| _____ | (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は32,781百万円であります。なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における純資産の部は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。 |

表示方法の変更

| 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---|
| _____ | (連結貸借対照表) 前連結会計年度において掲記しておりました「連結調整勘定」については、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。 |
| (連結損益計算書) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「社宅使用料」(当連結会計年度10百万円)については、金額が僅少のため当連結会計年度においては、営業外収益「雑収入」に含めて表示しております。 | (連結損益計算書) 前連結会計年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「債権譲渡損」(前連結会計年度11百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。 前連結会計年度において新株式の発行に係る費用は「新株発行費」として区分掲記しておりましたが、当連結会計年度の「株式交付費」(1百万円)は、金額が僅少のため、営業外費用「雑損失」に含めて表示しております。 |
| _____ | (連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において掲記しておりました「連結調整勘定償却額」については、当連結会計年度から「のれん償却額」と表示しております。 前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の投資に関する支出」及び「その他の投資に関する収入」に含めておりました「定期預金の増減額」を当連結会計年度より重要性が増したため区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「その他の投資に関する支出」及び「その他の投資に関する収入」に含まれる「定期預金の増減額」はそれぞれ18百万円、18百万円であります。 |

注記事項

(連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (平成19年3月31日) |
|--|--|
| ※1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 13百万円 | ※1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 1,272百万円 |
| ※2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 33百万円 土地 107百万円 合計 146百万円 (2) 上記に対する債務 短期借入金 83百万円 長期借入金 93百万円 合計 176百万円 | ※2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 31百万円 土地 107百万円 合計 144百万円 (2) 上記に対する債務 短期借入金 54百万円 長期借入金 45百万円 合計 100百万円 |
| ※3 | ※3 連結会計年度末満期手形等の処理 当連結会計年度末日が金融機関の休業日のため、当連結会計年度末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当連結会計年度末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。 受取手形 1,004百万円 支払手形 509百万円 売掛金 1,412百万円 買掛金 4,485百万円 |
| ※4 当社の発行済株式総数は、普通株式21,050,652株であります。 | ※4 |
| ※5 連結会社、持分法を適用した関連会社が保有する自己株式の数は、普通株式57,823株であります。 | ※5 |
| ※ 保証債務 被保証者 従業員 3名 保証金額 0百万円 保証債務の内容 銀行借入金の保証 | ※ |
| ※ 受取手形割引高 299百万円 | ※ 受取手形割引高 269百万円 |

(連結損益計算書関係)

| 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|--|-----------|----------|--------------|------|-------|-----------------|------|--|---------|-------|-----------|------|----------|------|-----|------|----|-------|
| <p>※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> | 工具器具及び備品 | 0百万円 | <p>※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1百万円</td> </tr> </table> | 機械装置及び運搬具 | 1百万円 | 工具器具及び備品 | 0百万円 | 合計 | 1百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 工具器具及び備品 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械装置及び運搬具 | 1百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具器具及び備品 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※2 _____</p> | <p>※2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> | 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1百万円</td> </tr> </table> | 建物及び構築物 | 0百万円 | 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | 工具器具及び備品 | 0百万円 | その他 | 0百万円 | 合計 | 1百万円 | <p>※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72百万円</td> </tr> </table> | 建物及び構築物 | 70百万円 | 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | 工具器具及び備品 | 1百万円 | その他 | 0百万円 | 合計 | 72百万円 |
| 建物及び構築物 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具器具及び備品 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物及び構築物 | 70百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具器具及び備品 | 1百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 72百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※4 減損損失</p> <p>当社グループは、事業資産については管理会計上の区分毎にグルーピングを行い、賃貸資産及び遊休資産については個々の資産毎に減損の兆候を判定しております。</p> <p>当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 25%;">場所</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 45%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>兵庫県神戸市北区他3物件</td> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>遊休資産(土地)については継続的な地価下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(25百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額により算定した価額に基づき評価しております。</p> | 用途 | 場所 | 種類 | 金額 | 遊休資産 | 兵庫県神戸市北区他3物件 | 土地 | 25百万円 | <p>※4 _____</p> | | | | | | | | | | | | |
| 用途 | 場所 | 種類 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遊休資産 | 兵庫県神戸市北区他3物件 | 土地 | 25百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前連結会計年度末 株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|----------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 21,050,652 | 141,690 | — | 21,192,342 |
| 合計 | 21,050,652 | 141,690 | — | 21,192,342 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)2 | 57,823 | 2,155 | — | 59,978 |
| 合計 | 57,823 | 2,155 | — | 59,978 |

- (注) 1 発行済株式数の増加141,690株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。
- 2 自己株式数の増加2,155株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成18年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 209 | 10 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 |
| 平成18年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 189 | 9 | 平成18年9月30日 | 平成18年12月11日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 190 | 9 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月12日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) |
|--|--|
| ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 | ※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 |
| 現金及び預金勘定 8,786百万円 | 現金及び預金勘定 10,079百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 22百万円 | 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 Δ 337百万円 |
| 現金及び現金同等物 8,764百万円 | 現金及び現金同等物 9,741百万円 |

(リース取引関係)

| 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | | | | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | |
|---|----------------------|-----------------------------|----------------------|---|----------------------|-----------------------------|----------------------|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | | | | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | | | |
| ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | | ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | |
| | 取得価額 相当額 (百万円) | 減価償却 累計額 相当額 (百万円) | 期末残高 相当額 (百万円) | | 取得価額 相当額 (百万円) | 減価償却 累計額 相当額 (百万円) | 期末残高 相当額 (百万円) |
| 機械装置 及び運搬具 | 33 | 2 | 30 | 機械装置 及び運搬具 | 43 | 7 | 35 |
| 工具器具 及び備品 | 252 | 123 | 128 | 工具器具 及び備品 | 270 | 161 | 109 |
| 合計 | 285 | 126 | 159 | 合計 | 313 | 168 | 144 |
| (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | | (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | |
| ② 未経過リース料期末残高相当額 | | | | ② 未経過リース料期末残高相当額 | | | |
| 1年以内 53百万円 | | | | 1年以内 53百万円 | | | |
| 1年超 105百万円 | | | | 1年超 90百万円 | | | |
| 合計 159百万円 | | | | 合計 144百万円 | | | |
| (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | | (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | |
| ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 | | | | ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 | | | |
| 支払リース料 68百万円 | | | | 支払リース料 57百万円 | | | |
| 減価償却費相当額 68百万円 | | | | 減価償却費相当額 57百万円 | | | |
| ④ 減価償却費相当額の算定方法 | | | | ④ 減価償却費相当額の算定方法 | | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | | 同左 | | | |
| (減損損失について) | | | | (減損損失について) | | | |
| リース資産に配分された減損損失はありません。 | | | | _____ | | | |

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 取得原価(百万円) | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------------|-----------|-----------------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 4,201 | 8,594 | 4,392 |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 83 | 158 | 74 |
| 小計 | 4,285 | 8,752 | 4,467 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 42 | 33 | △9 |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 小計 | 42 | 33 | △9 |
| 合計 | 4,328 | 8,786 | 4,457 |

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

| 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----------|--------------|--------------|
| 77 | 54 | — |

(3) 時価評価されていない主な有価証券

その他有価証券

| 区分 | 連結貸借対照表計上額(百万円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 73 |

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 取得原価(百万円) | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------------|-----------|-----------------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 3,911 | 7,717 | 3,806 |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 83 | 148 | 64 |
| 小計 | 3,995 | 7,866 | 3,871 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 484 | 459 | △24 |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 小計 | 484 | 459 | △24 |
| 合計 | 4,479 | 8,325 | 3,846 |

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

| 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----------|--------------|--------------|
| 30 | 27 | — |

(3) 時価評価されていない主な有価証券

| 区分 | 連結貸借対照表計上額(百万円) |
|---------|-----------------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 82 |
| 関連会社株式 | |
| 上場株式 | 1,256 |
| 合計 | 1,338 |

(4) 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度末においてその他有価証券として区分しておりました㈱大電社の株式については、当連結会計年度において追加取得したため関連会社株式として区分しております。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

| 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|--|
| <p>① 取引の内容及び利用目的 連結財務諸表提出会社は、輸出入取引に係る為替変動のリスクに備えるために外貨建債権債務について為替予約取引を利用しております。 なお、当該為替予約取引についてヘッジ会計を採用しております。 ヘッジ会計の方法 振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段 ヘッジ対象…外貨建債権債務 ヘッジ手段…為替予約取引</p> <p>ヘッジ方針 連結財務諸表提出会社は、外貨建債権債務の期中平均残高を超えない様に利用することとしております。</p> <p>ヘッジの有効性の評価方法 ヘッジ対象の相場変動又は、キャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。</p> <p>② 取引に対する取組方針 連結財務諸表提出会社の利用するデリバティブ取引は、為替変動リスクを適正に回避するためのヘッジ目的で行っているものであり、決済見込額の範囲内で、予約の時期及び額に基準を設けて段階的に行っており、市場リスクを極力回避することに努めております。</p> <p>③ 取引に係るリスクの内容 連結財務諸表提出会社の為替予約取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引であり、実質的なリスクはないと判断しております。 また、為替予約取引の相手方は、信用度の高い銀行に限られており、取引相手方の債務不履行による損失の発生はほとんど予想しておりません。</p> <p>④ 取引に係るリスクの管理体制 連結財務諸表提出会社のデリバティブ取引の基本方針は、社内規程である「デリバティブ取引管理規程」があり、方針、手段、対象、決裁権限、実行及び管理等について定めております。 デリバティブ取引の実行及び管理については同規程に基づき海外本部がこれを実行し、管理本部経理部において管理し、一定の限度を超えるリスクが発生しないようにしております。</p> | <p>① 取引の内容及び利用目的 同左</p> <p>② 取引に対する取組方針 同左</p> <p>③ 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>④ 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> |

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成18年3月31日)

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

| 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|--------|----------|-------|--|--------------------|--------|---------------|---------|-------|--|-----------------------|---------|-------|--|-----------|---------|--------|--------|--------|-------|----------|--------|------------------|-------|-------|--|-------------------------|--------|----------------------|--------|-------|------|---------------------------|-------|---------------------|---|---------------------|-----------|---|----------|-----------|--------|----------|-------|--|--------------------|---------|---------------|---------|-------|--|-----------------------|---------|-------|--|-----------|---------|--------|--------|--------|-------|----------|--------|------------------|-------|-------|--|-------------------------|--------|----------------------|--------|-------|------|---------------------------|-------|---------------------|---|---------------------|-----------|
| <p>① 採用している退職給付制度の概要 連結財務諸表提出会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。</p> <p>② 退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△2,893百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,832百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>c 未積立退職給付債務(a + b)</td> <td style="text-align: right;">△61百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△345百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>e 連結貸借対照表計上額純額(c + d)</td> <td style="text-align: right;">△406百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△406百万円</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">163百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△16百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△9百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>e 退職給付費用(a + b + c + d)</td> <td style="text-align: right;">208百万円</td> </tr> </table> <p>④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">a 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>b 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)</td> <td style="text-align: right;">0.75%</td> </tr> <tr> <td>d 過去勤務債務の額の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>e 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生年度より10年</td> </tr> </table> | a 退職給付債務 | △2,893百万円 | b 年金資産 | 2,832百万円 | <hr/> | | c 未積立退職給付債務(a + b) | △61百万円 | d 未認識数理計算上の差異 | △345百万円 | <hr/> | | e 連結貸借対照表計上額純額(c + d) | △406百万円 | <hr/> | | f 退職給付引当金 | △406百万円 | a 勤務費用 | 163百万円 | b 利息費用 | 71百万円 | c 期待運用収益 | △16百万円 | d 数理計算上の差異の費用処理額 | △9百万円 | <hr/> | | e 退職給付費用(a + b + c + d) | 208百万円 | a 退職給付見込額の 期間配分方法 | 期間定額基準 | b 割引率 | 2.5% | c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く) | 0.75% | d 過去勤務債務の額の 処理年数 | — | e 数理計算上の差異の 処理年数 | 発生年度より10年 | <p>① 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>② 退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△3,060百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,955百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>c 未積立退職給付債務(a + b)</td> <td style="text-align: right;">△105百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△263百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>e 連結貸借対照表計上額純額(c + d)</td> <td style="text-align: right;">△368百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△368百万円</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">174百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△28百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△1百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>e 退職給付費用(a + b + c + d)</td> <td style="text-align: right;">216百万円</td> </tr> </table> <p>④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">a 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>b 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)</td> <td style="text-align: right;">1.00%</td> </tr> <tr> <td>d 過去勤務債務の額の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>e 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生年度より10年</td> </tr> </table> | a 退職給付債務 | △3,060百万円 | b 年金資産 | 2,955百万円 | <hr/> | | c 未積立退職給付債務(a + b) | △105百万円 | d 未認識数理計算上の差異 | △263百万円 | <hr/> | | e 連結貸借対照表計上額純額(c + d) | △368百万円 | <hr/> | | f 退職給付引当金 | △368百万円 | a 勤務費用 | 174百万円 | b 利息費用 | 71百万円 | c 期待運用収益 | △28百万円 | d 数理計算上の差異の費用処理額 | △1百万円 | <hr/> | | e 退職給付費用(a + b + c + d) | 216百万円 | a 退職給付見込額の 期間配分方法 | 期間定額基準 | b 割引率 | 2.5% | c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く) | 1.00% | d 過去勤務債務の額の 処理年数 | — | e 数理計算上の差異の 処理年数 | 発生年度より10年 |
| a 退職給付債務 | △2,893百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 年金資産 | 2,832百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 未積立退職給付債務(a + b) | △61百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d 未認識数理計算上の差異 | △345百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 連結貸借対照表計上額純額(c + d) | △406百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| f 退職給付引当金 | △406百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| a 勤務費用 | 163百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 利息費用 | 71百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 期待運用収益 | △16百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d 数理計算上の差異の費用処理額 | △9百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 退職給付費用(a + b + c + d) | 208百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| a 退職給付見込額の 期間配分方法 | 期間定額基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 割引率 | 2.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く) | 0.75% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d 過去勤務債務の額の 処理年数 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 数理計算上の差異の 処理年数 | 発生年度より10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| a 退職給付債務 | △3,060百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 年金資産 | 2,955百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 未積立退職給付債務(a + b) | △105百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d 未認識数理計算上の差異 | △263百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 連結貸借対照表計上額純額(c + d) | △368百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| f 退職給付引当金 | △368百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| a 勤務費用 | 174百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 利息費用 | 71百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 期待運用収益 | △28百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d 数理計算上の差異の費用処理額 | △1百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 退職給付費用(a + b + c + d) | 216百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| a 退職給付見込額の 期間配分方法 | 期間定額基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b 割引率 | 2.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く) | 1.00% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| d 過去勤務債務の額の 処理年数 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 数理計算上の差異の 処理年数 | 発生年度より10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| 会社名 | 提出会社 | |
|-----------------|---|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成15年7月14日 | 平成16年4月12日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 10 当社監査役 2 当社従業員 704 当社国内子会社取締役 3 当社国内子会社従業員 38 | 当社従業員 19 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 1,072,000 (注) | 普通株式 26,000 (注) |
| 付与日 | 平成15年8月20日 | 平成16年4月13日 |
| 権利確定条件 | 1 付与日から権利確定日(平成17年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。 ② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。 ③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。 3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | |
| 対象勤務期間 | 平成15年8月20日～ 平成17年6月30日 | 平成16年4月13日～ 平成17年6月30日 |
| 権利行使期間 | 平成17年7月1日～ 平成19年6月30日 | 平成17年7月1日～ 平成19年6月30日 |

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

| 会社名 | 提出会社 | | |
|-----------------|--|----------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成16年8月9日 | 平成16年10月18日 | 平成17年4月11日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4 | 当社従業員 3 | 当社従業員 23 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 62,000 (注) | 普通株式 3,000 (注) | 普通株式 31,000 |
| 付与日 | 平成16年8月10日 | 平成16年10月19日 | 平成17年4月12日 |
| 権利確定条件 | <p>1 付与日から権利確定日(平成18年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> | | |
| 対象勤務期間 | 平成16年8月10日～ 平成18年6月30日 | 平成16年10月19日～ 平成18年6月30日 | 平成16年4月12日～ 平成18年6月30日 |
| 権利行使期間 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 | 平成18年7月1日～ 平成20年6月30日 |

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

| 会社名 | 提出会社 | | |
|-----------------|--|----------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年8月8日 | 平成17年10月17日 | 平成18年4月10日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18 | 当社従業員 11 | 当社従業員 32 |
| 株式の種類及び付与数(株) | 普通株式 90,000 | 普通株式 21,000 | 普通株式 37,000 |
| 付与日 | 平成17年8月9日 | 平成17年10月18日 | 平成18年4月11日 |
| 権利確定条件 | <p>1 付与日から権利確定日(平成19年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>① 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>② 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> | | |
| 対象勤務期間 | 平成17年8月9日～ 平成19年6月30日 | 平成17年10月18日～ 平成19年6月30日 | 平成18年4月11日～ 平成19年6月30日 |
| 権利行使期間 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 | 平成19年7月1日～ 平成21年6月30日 |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

| 会社名 | 提出会社 | |
|---------|------------|------------|
| | 平成15年7月14日 | 平成16年4月12日 |
| 権利確定前 | | |
| 期首(株) | — | — |
| 付与(株) | — | — |
| 失効(株) | — | — |
| 権利確定(株) | — | — |
| 未確定残(株) | — | — |
| 権利確定後 | | |
| 期首(株) | 330,550 | 28,600 |
| 権利確定(株) | — | — |
| 権利行使(株) | 135,190 | 1,100 |
| 失効(株) | 1,100 | — |
| 未行使残(株) | 194,260 | 27,500 |

| 会社名 | 提出会社 | | |
|---------|-----------|-------------|------------|
| | 平成16年8月9日 | 平成16年10月18日 | 平成17年4月11日 |
| 権利確定前 | | | |
| 期首(株) | 64,900 | 3,300 | 31,000 |
| 付与(株) | — | — | — |
| 失効(株) | 1,100 | — | — |
| 権利確定(株) | 63,800 | 3,300 | 31,000 |
| 未確定残(株) | — | — | — |
| 権利確定後 | | | |
| 期首(株) | — | — | — |
| 権利確定(株) | 63,800 | 3,300 | 31,000 |
| 権利行使(株) | 4,400 | — | 1,000 |
| 失効(株) | 1,100 | — | — |
| 未行使残(株) | 58,300 | 3,300 | 30,000 |

[次へ](#)

| 会社名 | 提出会社 | | |
|---------|-----------|-------------|------------|
| 決議年月日 | 平成17年8月8日 | 平成17年10月17日 | 平成18年4月10日 |
| 権利確定前 | | | |
| 期首(株) | 87,000 | 21,000 | 37,000 |
| 付与(株) | — | — | — |
| 失効(株) | 3,000 | — | — |
| 権利確定(株) | — | — | — |
| 未確定残(株) | 84,000 | 21,000 | 37,000 |
| 権利確定後 | | | |
| 期首(株) | — | — | — |
| 権利確定(株) | — | — | — |
| 権利行使(株) | — | — | — |
| 失効(株) | — | — | — |
| 未行使残(株) | — | — | — |

② 単価情報

| 会社名 | 提出会社 | |
|-------------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 平成15年7月14日 | 平成16年4月12日 |
| 権利行使価格(円) | 625 | 1,115 |
| 行使時平均株価(円) | 1,186 | 1,173 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — | — |

| 会社名 | 提出会社 | | |
|-------------------|-----------|-------------|------------|
| 決議年月日 | 平成16年8月9日 | 平成16年10月18日 | 平成17年4月11日 |
| 権利行使価格(円) | 1,058 | 989 | 1,225 |
| 行使時平均株価(円) | 1,169 | — | 1,231 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — | — | — |

| 会社名 | 提出会社 | | |
|-------------------|-----------|-------------|------------|
| 決議年月日 | 平成17年8月8日 | 平成17年10月17日 | 平成18年4月10日 |
| 権利行使価格(円) | 1,161 | 1,189 | 1,343 |
| 行使時平均株価(円) | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — | — | — |

(税効果会計関係)

| 前連結会計年度 (平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (平成19年3月31日) |
|---|---|
| ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳 (繰延税金資産) | ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳 (繰延税金資産) |
| 貸倒引当金 18百万円 | 貸倒引当金 27百万円 |
| 賞与引当金 325百万円 | 賞与引当金 301百万円 |
| 未払事業税 80百万円 | 未払事業税 72百万円 |
| 退職給付引当金 186百万円 | 退職給付引当金 170百万円 |
| 役員退職慰労引当金 93百万円 | 役員退職慰労金 79百万円 |
| 有価証券評価損 104百万円 | 有価証券評価損 109百万円 |
| 繰越欠損金 95百万円 | 繰越欠損金 49百万円 |
| その他 196百万円 | その他 236百万円 |
| 繰延税金資産 小計 1,100百万円 | 繰延税金資産 小計 1,047百万円 |
| 評価性引当額 △103百万円 | 評価性引当額 △62百万円 |
| 繰延税金資産 合計 996百万円 | 繰延税金資産 合計 984百万円 |
| (繰延税金負債) | (繰延税金負債) |
| その他有価証券評価差額金 △1,810百万円 | その他有価証券評価差額金 △1,561百万円 |
| 子会社の留保利益金 △309百万円 | 子会社の留保利益金 △349百万円 |
| その他 △0百万円 | その他 △0百万円 |
| 繰延税金負債 合計 △2,120百万円 | 繰延税金負債 合計 △1,911百万円 |
| 繰延税金負債の純額 △1,124百万円 | 繰延税金負債の純額 △926百万円 |
| 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。 | 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。 |
| 流動資産—繰延税金資産 506百万円 | 流動資産—繰延税金資産 504百万円 |
| 固定資産—繰延税金資産 5百万円 | 固定資産—繰延税金資産 5百万円 |
| 流動負債—繰延税金負債 0百万円 | 流動負債—繰延税金負債 0百万円 |
| 固定負債—繰延税金負債 1,635百万円 | 固定負債—繰延税金負債 1,436百万円 |
| ② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | ② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 40.6% | 法定実効税率 40.6% |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.1% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.1% |
| 住民税均等割等 0.8% | 住民税均等割等 0.8% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.3% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.5% |
| その他 0.3% | その他 △0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 43.5% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.6% |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | |
|--|-----------|--|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,487円41銭 | 1株当たり純資産額 | 1,551円23銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 99円41銭 | 1株当たり当期純利益 | 105円58銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 97円64銭 | 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 104円86銭 |

(注) 算定上の基礎

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

| | 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| 連結損益計算書上の当期純利益(百万円) | 2,104 | 2,223 |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 2,044 | 2,223 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 (百万円) | | |
| 利益処分による役員賞与金 | 60 | — |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | 60 | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 20,569 | 21,059 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) | | |
| 新株予約権 | 373 | 143 |
| 普通株式増加数(千株) | 373 | 143 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要 | 新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 310個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。 | 新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 370個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

| 前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日) |
|---|---|
| <p>当社は、平成18年 5月15日開催の取締役会の決議を経て、株式会社大電社(以下、「大電社」)との間で、業務・資本提携に関して基本合意いたしました。</p> <p>1 大電社の概要(平成18年 3月31日現在)</p> <p>(1) 商号 株式会社大電社 (2) 設立年月日 昭和30年 6月17日 (3) 本店所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目 6番17号 (4) 代表者 代表取締役 阪野正廣 (5) 主な事業内容 電気器具製品、機械器具製品に関する販売および代行並びに製作に関する業務、前記に附帯する一切の業務 (6) 決算期 3月31日 (7) 従業員数 126名 (8) 資本の額 1,731百万円</p> <p>2 業務提携の内容</p> <p>大電社は、半導体関連装置への組込センサや一般産業用装置向けのアームロボット機器及びデジタル家電関係のプログラマブル表示器などオートメーション関連機器の販売を主力としており、ソリューション営業の展開に強みを持っております。</p> <p>当社におきましても、「エレクトリック&エレクトロニクス・テクノロジー」のスローガンのもと、FAシステム、半導体デバイス、情報通信、施設の4事業に加え、複数事業間で発生する顧客のシステム要求に的確に応えるソリューション事業を展開しており、業界、社会に高い価値を提供できる「電機と電子の技術商社」として積極的な事業展開を図っております。</p> <p>これらのことから、両社にとって販売協調ができる分野が数多くあり、加えて、相互間の技術の補完をすることにより、両社の業容拡大に向けたシナジー効果が期待でき、企業価値向上に大きく寄与するものと考えております。</p> <p>3 資本提携の内容</p> <p>この度、大電社の主要株主であります阪野壽彦氏から大電社株式1,426千株(26.41%)を取得することについて基本合意いたしました。このため、既に保有している株式数も含め取得後株式数は1,642千株(30.41%)となります。取得金額、取得時期等詳細につきましては、阪野壽彦氏との協議により決定いたします。</p> | |

⑥ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 前期末残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 利率(%) | 担保 | 償還期限 |
|-----------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------|-------|----------------|
| 株式会社エレテック | 第3回 無担保社債 | 平成14年 3月27日 | 300 (300) | — | 年 0.93 | 無担保社債 | 平成19年 3月27日 |
| 株式会社エレテック | 第4回 無担保社債 | 平成14年 6月26日 | 300 | 300 (300) | 年 0.64 | 無担保社債 | 平成19年 6月26日 |
| 合計 | — | — | 600 (300) | 300 (300) | — | — | — |

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、一年以内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

| 1年以内 (百万円) | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 300 | — | — | — | — |

【借入金等明細表】

| 区分 | 前期末残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|----------------|----------------|-------------|---------------------------------|
| 短期借入金 | 3,285 | 1,825 | 1.27 | — |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 105 | 429 | 1.80 | — |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 121 | 634 | 1.61 | 平成20年4月20日 から 平成24年12月20日 |
| その他の有利子負債 | — | — | — | — |
| 合計 | 3,512 | 2,888 | — | — |

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 382 | 232 | 10 | 5 |

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 第77期 (平成18年3月31日) | | 第78期 (平成19年3月31日) | |
|---------------------------|----------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | |
| 1 現金及び預金 | | 6,997 | | 8,013 | |
| 2 受取手形 | ※1,4 | 8,782 | | 9,779 | |
| 3 売掛金 | ※1,4 | 44,143 | | 40,241 | |
| 4 商品 | | 5,760 | | 6,584 | |
| 5 前渡金 | | 231 | | 105 | |
| 6 前払費用 | | 83 | | 85 | |
| 7 繰延税金資産 | | 492 | | 489 | |
| 8 未収入金 | | 2,357 | | 2,312 | |
| 9 未収消費税等 | | — | | 42 | |
| 10 その他 | | 265 | | 231 | |
| 11 貸倒引当金 | | △54 | | △51 | |
| 流動資産合計 | | 69,060 | 84.7 | 67,834 | 83.7 |
| II 固定資産 | | | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | | | |
| 1 建物 | | 5,527 | | 5,236 | |
| 減価償却累計額 | | 3,308 | 2,219 | 2,951 | 2,285 |
| 2 構築物 | | 64 | | 60 | |
| 減価償却累計額 | | 35 | 28 | 35 | 25 |
| 3 車輛及び運搬具 | | 13 | | 8 | |
| 減価償却累計額 | | 12 | 1 | 8 | 0 |
| 4 工具器具及び備品 | | 446 | | 448 | |
| 減価償却累計額 | | 358 | 87 | 364 | 84 |
| 5 土地 | | | 422 | | 422 |
| 6 建設仮勘定 | | | — | | 0 |
| 有形固定資産合計 | | | 2,758 | | 2,818 |
| (2) 無形固定資産 | | | | | |
| 1 商標権 | | | 4 | | 3 |
| 2 ソフトウェア | | | 321 | | 231 |
| 3 その他 | | | 12 | | 13 |
| 無形固定資産合計 | | | 338 | | 248 |
| (3) 投資その他の資産 | | | | | |
| 1 投資有価証券 | | | 8,835 | | 8,392 |
| 2 関係会社株式 | | | 96 | | 1,290 |
| 3 出資金 | | | 0 | | 0 |
| 4 従業員長期貸付金 | | | 6 | | 14 |
| 5 関係会社長期貸付金 | | | 45 | | 57 |
| 6 破産・更生債権その他 これらに準ずる債権 | | | 46 | | 96 |
| 7 長期前払費用 | | | 15 | | 28 |
| 8 差入保証金 | | | 273 | | 276 |
| 9 その他 | | | 111 | | 73 |
| 10 貸倒引当金 | | | △79 | | △109 |
| 投資その他の資産合計 | | | 9,351 | 11.5 | 10,121 |
| 固定資産合計 | | | 12,448 | 15.3 | 13,188 |
| 資産合計 | | | 81,509 | 100.0 | 81,022 |

| 区分 | 注記 番号 | 第77期 (平成18年3月31日) | | 第78期 (平成19年3月31日) | |
|------------------------|----------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | |
| 1 支払手形 | ※4 | 3,292 | | 3,787 | |
| 2 買掛金 | ※4 | 38,552 | | 37,342 | |
| 3 短期借入金 | | 3,220 | | 1,800 | |
| 4 一年以内返済予定の 長期借入金 | | 50 | | 335 | |
| 5 一年以内償還予定の社債 | | 300 | | 300 | |
| 6 未払金 | | 701 | | 700 | |
| 7 未払消費税等 | | 66 | | — | |
| 8 未払法人税等 | | 977 | | 850 | |
| 9 未払費用 | | 158 | | 156 | |
| 10 前受金 | | 428 | | 688 | |
| 11 預り金 | | 508 | | 566 | |
| 12 前受収益 | | 19 | | 15 | |
| 13 賞与引当金 | | 771 | | 709 | |
| 14 役員賞与引当金 | | — | | 43 | |
| 15 その他 | | 0 | | 0 | |
| 流動負債合計 | | 49,046 | 60.2 | 47,295 | 58.4 |
| II 固定負債 | | | | | |
| 1 社債 | | 300 | | — | |
| 2 長期借入金 | | — | | 546 | |
| 3 退職給付引当金 | | 385 | | 346 | |
| 4 役員退職慰労引当金 | | 230 | | — | |
| 5 繰延税金負債 | | 1,315 | | 1,074 | |
| 6 その他 | | — | | 197 | |
| 固定負債合計 | | 2,230 | 2.7 | 2,165 | 2.6 |
| 負債合計 | | 51,277 | 62.9 | 49,460 | 61.0 |
| (資本の部) | | | | | |
| I 資本金 | ※2 | 5,583 | 6.9 | — | — |
| II 資本剰余金 | | | | | |
| 1 資本準備金 | | 5,384 | | — | |
| 2 その他資本剰余金 自己株式処分差益 | | 76 | | — | |
| 資本剰余金合計 | | 5,461 | 6.7 | — | — |
| III 利益剰余金 | | | | | |
| 1 利益準備金 | | 349 | | — | |
| 2 任意積立金 別途積立金 | | 13,400 | | — | |
| 3 当期未処分利益 | | 2,831 | | — | |
| 利益剰余金合計 | | 16,581 | 20.3 | — | — |
| IV その他有価証券評価差額金 | | 2,648 | 3.3 | — | — |
| V 自己株式 | ※3 | △43 | △0.1 | — | — |
| 資本合計 | | 30,232 | 37.1 | — | — |
| 負債・資本合計 | | 81,509 | 100.0 | — | — |

| 区分 | 注記 番号 | 第77期 (平成18年3月31日) | | 第78期 (平成19年3月31日) | |
|--------------------|----------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (純資産の部) | | | | | |
| I 株主資本 | | | | | |
| (1) 資本金 | | — | | 5,629 | |
| (2) 資本剰余金 | | | | | |
| 1 資本準備金 | | — | | 5,430 | |
| 2 その他資本剰余金 | | — | | 76 | |
| 資本剰余金合計 | | | | 5,507 | |
| (3) 利益剰余金 | | | | | |
| 1 利益準備金 | | — | | 349 | |
| 2 その他利益剰余金 | | | | | |
| 別途積立金 | | — | | 15,000 | |
| 繰越利益剰余金 | | — | | 2,839 | |
| 利益剰余金合計 | | | | 18,189 | |
| (4) 自己株式 | | | | △46 | |
| 株主資本合計 | | | — | 29,279 | 36.2 |
| II 評価・換算差額等 | | | | | |
| 1 その他有価証券 評価差額金 | | — | | 2,281 | |
| 2 繰延ヘッジ損益 | | — | | △0 | |
| 評価・換算差額等合計 | | — | — | 2,281 | 2.8 |
| 純資産合計 | | — | — | 31,561 | 39.0 |
| 負債純資産合計 | | — | — | 81,022 | 100.0 |

② 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | | | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | |
|----------------|----------|---------------------------------------|---------|------------|---------------------------------------|---------|------------|
| | | 金額(百万円) | | 百分比 (%) | 金額(百万円) | | 百分比 (%) |
| I 売上高 | | | | | | | |
| 1 商品売上高 | | 148,854 | | | 143,440 | | |
| 2 受入手数料 | | 48 | 148,903 | 100.0 | 52 | 143,493 | 100.0 |
| II 売上原価 | | | | | | | |
| 1 商品期首たな卸高 | | 6,534 | | | 5,760 | | |
| 2 当期商品仕入高 | | 134,151 | | | 129,847 | | |
| 合計 | | 140,686 | | | 135,607 | | |
| 3 他勘定よりの振替高 | ※1 | 467 | | | 518 | | |
| 4 他勘定への振替高 | ※2 | 170 | | | 177 | | |
| 5 商品期末たな卸高 | | 5,760 | 135,223 | 90.8 | 6,584 | 129,363 | 90.2 |
| 売上総利益 | | | 13,679 | 9.2 | | 14,129 | 9.8 |
| III 販売費及び一般管理費 | | | | | | | |
| 1 運賃倉敷料 | | 1,133 | | | 1,200 | | |
| 2 給与諸手当 | | 4,207 | | | 4,286 | | |
| 3 賞与引当金繰入額 | | 771 | | | 709 | | |
| 4 役員賞与引当金繰入額 | | — | | | 43 | | |
| 5 福利厚生費 | | 800 | | | 829 | | |
| 6 旅費交通費 | | 440 | | | 481 | | |
| 7 退職給付引当金繰入額 | | 199 | | | 208 | | |
| 8 役員退職慰労引当金繰入額 | | 40 | | | — | | |
| 9 減価償却費 | | 314 | | | 307 | | |
| 10 貸倒引当金繰入額 | | — | | | 78 | | |
| 11 その他 | | 2,239 | 10,147 | 6.8 | 2,210 | 10,355 | 7.2 |
| 営業利益 | | | 3,532 | 2.4 | | 3,774 | 2.6 |
| IV 営業外収益 | | | | | | | |
| 1 受取利息 | | 4 | | | 10 | | |
| 2 受取配当金 | | 61 | | | 106 | | |
| 3 仕入割引 | | 12 | | | 23 | | |
| 4 為替差益 | | 57 | | | 68 | | |
| 5 雑収入 | | 77 | 213 | 0.1 | 70 | 280 | 0.2 |
| V 営業外費用 | | | | | | | |
| 1 支払利息 | | 39 | | | 48 | | |
| 2 社債利息 | | 13 | | | 4 | | |
| 3 債権譲渡損 | | — | | | 44 | | |
| 4 新株発行費 | | 17 | | | — | | |
| 5 売上割引 | | 183 | | | 196 | | |
| 6 貸倒引当金繰入額 | | — | | | 2 | | |
| 7 雑損失 | | 38 | 291 | 0.2 | 53 | 349 | 0.2 |
| 経常利益 | | | 3,454 | 2.3 | | 3,705 | 2.6 |

| 区分 | 注記 番号 | 第77期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日) | | 第78期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日) | | |
|------------------|----------|---|-------|---|---------|-----|
| | | 金額(百万円) | | 百分比 (%) | 金額(百万円) | |
| VI 特別利益 | | | | | | |
| 1 投資有価証券売却益 | | 54 | | 27 | | |
| 2 固定資産売却益 | ※ 3 | 0 | | 0 | | |
| 3 貸倒引当金戻入額 | | 23 | | — | | |
| 4 償却済債権取立益 | | — | 77 | 15 | 42 | 0.0 |
| VII 特別損失 | | | | | | |
| 1 投資有価証券評価損 | | 0 | | 10 | | |
| 2 固定資産売却損 | ※ 4 | — | | 0 | | |
| 3 固定資産除却損 | ※ 5 | 1 | | 72 | | |
| 4 南大阪支店解体関連費用 | | — | | 40 | | |
| 5 減損損失 | ※ 6 | 25 | 27 | — | 123 | 0.1 |
| 税引前当期純利益 | | | 3,504 | | 3,623 | 2.5 |
| 法人税、住民税 及び事業税 | | 1,509 | | 1,543 | | |
| 法人税等調整額 | | △7 | 1,501 | 13 | 1,556 | 1.1 |
| 当期純利益 | | | 2,002 | | 2,067 | 1.4 |
| 前期繰越利益 | | | 973 | | | |
| 中間配当額 | | | 144 | | | |
| 当期末処分利益 | | | 2,831 | | | |

③ 【利益処分計算書】

| | | 第77期 (平成18年6月29日) | |
|------------|----------|----------------------|-------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | |
| I 当期末処分利益 | | | 2,831 |
| II 利益処分数額 | | | |
| 1 利益配当金 | | 209 | |
| 2 取締役賞与金 | | 60 | |
| 3 任意積立金 | | | |
| 別途積立金 | | 1,600 | 1,869 |
| III 次期繰越利益 | | | 961 |
| | | | |

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。

④ 【株主資本等変動計算書】

第78期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

| | 株主資本 | | | |
|-----------------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 5,583 | 5,384 | 76 | 5,461 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 45 | 45 | | 45 |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 利益処分による利益配当 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 利益処分による役員賞与 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | 45 | 45 | — | 45 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 5,629 | 5,430 | 76 | 5,507 |

| | 株主資本 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-----------------------------|-------|----------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 349 | 13,400 | 2,831 | 16,581 | △43 | 27,583 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | 91 | |
| 別途積立金の積立 | | 1,600 | △1,600 | — | | — | |
| 利益処分による利益配当 | | | △209 | △209 | | △209 | |
| 剰余金の配当 | | | △189 | △189 | | △189 | |
| 利益処分による役員賞与 | | | △60 | △60 | | △60 | |
| 当期純利益 | | | 2,067 | 2,067 | | 2,067 | |
| 自己株式の取得 | | | | | △2 | △2 | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | — | 1,600 | 7 | 1,607 | △2 | 1,696 | |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 349 | 15,000 | 2,839 | 18,189 | △46 | 29,279 | |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|---------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成18年3月31日残高(百万円) | 2,648 | — | 2,648 | 30,232 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 91 |
| 別途積立金の積立 | | | | — |
| 利益処分による利益配当 | | | | △209 |
| 剰余金の配当 | | | | △189 |
| 利益処分による役員賞与 | | | | △60 |
| 当期純利益 | | | | 2,067 |
| 自己株式の取得 | | | | △2 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | △366 | △0 | △366 | △366 |
| 事業年度中の変動額合計(百万円) | △366 | △0 | △366 | 1,329 |
| 平成19年3月31日残高(百万円) | 2,281 | △0 | 2,281 | 31,561 |

重要な会計方針

| 項目 | 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--------------------|--|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によって おります。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部資本直 入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定)に よっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっ ております。 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定)に よっております。 時価のないもの 同左 |
| 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 総平均法による原価法によっておりま す。 | 同左 |
| 3 固定資産の減価償却の方 法 | (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただ し、平成10年4月1日以降取得し た建物(建物付属設備は除く)につ いては、定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は、以下の通 りであります。 建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車輛運搬具 4年～6年 器具備品 2年～20年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、 自社利用のソフトウェアについて は、社内における見込利用可能期 間(5年)に基づいております。 | (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 |
| 4 繰延資産の処理方法 | 新株発行費 支出時に全額費用として処理しており ます。 | 株式交付費 支出時に全額費用として処理しており ます。 |
| 5 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上 しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるた め、実際支給見込額の当期負担額 を計上しております。 | (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 |

| 項目 | 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|----------------------|--|---|
| | <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p style="text-align: center;">———</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 平成18年5月15日開催の取締役会の決議に基づき、平成18年6月29日に役員退職慰労金制度を廃止いたしました。</p> | <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当期負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当期から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ43百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p style="text-align: center;">———</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしましたので当期末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p> |
| 6 リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 | 同左 |
| 7 その他財務諸表作成のための重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理 同左 |

会計処理の変更

| <p>第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p> | <p>第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p> |
|--|---|
| <p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当期から、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより、税引前当期純利益は25百万円減少しております。</p> | <p>—————</p> |
| <p>—————</p> | <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は31,561百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当期における純資産の部は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> |

表示方法の変更

| <p>第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p> | <p>第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p> |
|--|--|
| <p>(損益計算書) 前期において区分掲記しておりました「社宅使用料」(当期10百万円)については、金額が僅少のため、当期においては、営業外収益「雑収入」に含めて表示しております。</p> | <p>(損益計算書) 前期において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「債権譲渡損」(前期10百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため当期より区分掲記しております。 前期において新株式の発行に係る費用は「新株発行費」として区分掲記しておりましたが、当期の「株式交付費」(1百万円)は、金額が僅少のため、営業外費用「雑損失」に含めて表示しております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第77期 (平成18年3月31日) | 第78期 (平成19年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------------------|--------------|--------|---|-------------|--|-----|----------|---------|----------------------------|--|-----|------|-------------------|--|--|------|-------|--|--|---------|------------------------|--|-----|------|---------|--|--|------|------|--|--|---------|--------------------------|--|-----|------|-------|--|--|------|------|--|--|---------|----------|--|---|--|------|-------------------|--|--|------|-------|--|--|---------|------------------------|--|
| <p>※1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各項目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">313百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">676百万円</td> </tr> </table> | 受取手形 | 313百万円 | 売掛金 | 676百万円 | <p>※1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各項目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">386百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,171百万円</td> </tr> </table> | 受取手形 | 386百万円 | 売掛金 | 1,171百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取手形 | 313百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売掛金 | 676百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取手形 | 386百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売掛金 | 1,171百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※2 授権株式数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">80,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">21,050,652株</td> </tr> </table> | 普通株式 | 80,000,000株 | 発行済株式総数 | | 普通株式 | 21,050,652株 | <p>※2</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式 | 80,000,000株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行済株式総数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式 | 21,050,652株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※3 当社が保有する自己株式の数は、普通株式57,823株であります。</p> | <p>※3</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※4</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | <p>※4 当期末日満期手形等の処理 当期の末日が金融機関の休業日のため、当期末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当期末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">1,036百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">456百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,412百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">4,485百万円</td> </tr> </table> | 受取手形 | 1,036百万円 | 支払手形 | 456百万円 | 売掛金 | 1,412百万円 | 買掛金 | 4,485百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取手形 | 1,036百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払手形 | 456百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売掛金 | 1,412百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 買掛金 | 4,485百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 配当制限 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は2,648百万円であります。</p> | <p>※</p> <p style="text-align: center;">—————</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 15%;">被保証者</td> <td style="width: 60%;">(株)タチバナクリエート</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証金額</td> <td>0百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証債務の内容</td> <td>菱和システム販売(株)との仕入取引契約に伴う債務保証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>被保証者</td> <td>タチバナセールス(シンガポール)社</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証金額</td> <td>31百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証債務の内容</td> <td>三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>被保証者</td> <td>(株)宏和工業</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証金額</td> <td>0百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証債務の内容</td> <td>ダイキン空調(株)との仕入取引契約に伴う債務保証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>被保証者</td> <td>従業員3名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証金額</td> <td>0百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証債務の内容</td> <td>銀行借入金の保証</td> <td></td> </tr> </table> | (1) | 被保証者 | (株)タチバナクリエート | | | 保証金額 | 0百万円 | | | 保証債務の内容 | 菱和システム販売(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | | (2) | 被保証者 | タチバナセールス(シンガポール)社 | | | 保証金額 | 31百万円 | | | 保証債務の内容 | 三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | | (3) | 被保証者 | (株)宏和工業 | | | 保証金額 | 0百万円 | | | 保証債務の内容 | ダイキン空調(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | | (4) | 被保証者 | 従業員3名 | | | 保証金額 | 0百万円 | | | 保証債務の内容 | 銀行借入金の保証 | | <p>※ 保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">被保証者</td> <td style="width: 60%;">タチバナセールス(シンガポール)社</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証金額</td> <td>49百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保証債務の内容</td> <td>三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証</td> <td></td> </tr> </table> | | 被保証者 | タチバナセールス(シンガポール)社 | | | 保証金額 | 49百万円 | | | 保証債務の内容 | 三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | |
| (1) | 被保証者 | (株)タチバナクリエート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証金額 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証債務の内容 | 菱和システム販売(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 被保証者 | タチバナセールス(シンガポール)社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証金額 | 31百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証債務の内容 | 三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) | 被保証者 | (株)宏和工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証金額 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証債務の内容 | ダイキン空調(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) | 被保証者 | 従業員3名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証金額 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証債務の内容 | 銀行借入金の保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 被保証者 | タチバナセールス(シンガポール)社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証金額 | 49百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保証債務の内容 | 三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">70百万円</p> | <p>※ 受取手形割引高</p> <p style="text-align: right;">84百万円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(損益計算書関係)

| 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | | | | | |
|--|--|----|-------|----|------|--------------|----|-------|----------|
| ※1 他勘定よりの振替高の内訳は次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 467百万円 | ※1 他勘定よりの振替高の内訳は次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 518百万円 | | | | | | | | |
| ※2 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。 工具器具及び備品 6百万円 販売費及び一般管理費 159百万円 その他 4百万円 <u>合計</u> 170百万円 | ※2 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。 建物 40百万円 工具器具及び備品 8百万円 販売費及び一般管理費 123百万円 その他 5百万円 <u>合計</u> 177百万円 | | | | | | | | |
| ※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 工具器具及び備品 0百万円 | ※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 工具器具及び備品 0百万円 | | | | | | | | |
| ※4 _____ | ※4 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 車輛及び運搬具 0百万円 | | | | | | | | |
| ※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 0百万円 車輛及び運搬具 0百万円 工具器具及び備品 0百万円 その他 0百万円 <u>合計</u> 1百万円 | ※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 70百万円 工具器具及び備品 1百万円 その他 0百万円 <u>合計</u> 72百万円 | | | | | | | | |
| ※6 減損損失 当社は、事業資産については管理会計上の区分毎にグルーピングを行い、貸貸資産及び遊休資産については個々の資産毎に減損の兆候を判定しております。 当期において以下の資産について減損損失を計上しております。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>場所</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>兵庫県神戸市北区他3物件</td> <td>土地</td> <td>25百万円</td> </tr> </tbody> </table> 遊休資産(土地)については継続的な地価下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(25百万円)として特別損失に計上しております。 なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額により算定した価額に基づき評価しております。 | 用途 | 場所 | 種類 | 金額 | 遊休資産 | 兵庫県神戸市北区他3物件 | 土地 | 25百万円 | ※6 _____ |
| 用途 | 場所 | 種類 | 金額 | | | | | | |
| 遊休資産 | 兵庫県神戸市北区他3物件 | 土地 | 25百万円 | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 57,823 | 2,155 | — | 59,978 |

(注) 自己株式数の増加2,155株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

| 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------|---------------------|------------------|---|--------|---|----------|---|-----|------------------|---------------------|------------------|---------|---|---|---|----------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">252</td> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">128</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 期末残高相当額 (百万円) | 工具器具及び備品 | 252 | 123 | 128 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車輛及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">161</td> <td style="text-align: center;">109</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">275</td> <td style="text-align: center;">161</td> <td style="text-align: center;">113</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 期末残高相当額 (百万円) | 車輛及び運搬具 | 5 | 0 | 4 | 工具器具及び備品 | 270 | 161 | 109 | 合計 | 275 | 161 | 113 |
| | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 期末残高相当額 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具器具及び備品 | 252 | 123 | 128 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取得価額相当額 (百万円) | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 期末残高相当額 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車輛及び運搬具 | 5 | 0 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具器具及び備品 | 270 | 161 | 109 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 275 | 161 | 113 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 未経過リース料期末残高相当額 | ② 未経過リース料期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">78百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">128百万円</td> </tr> </table> | 1年以内 | 50百万円 | 1年超 | 78百万円 | 合計 | 128百万円 | <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">49百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">64百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">113百万円</td> </tr> </table> | 1年以内 | 49百万円 | 1年超 | 64百万円 | 合計 | 113百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 50百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 78百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 128百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 49百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 64百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 113百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 | ③ 支払リース料及び減価償却費相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> </table> | 支払リース料 | 65百万円 | 減価償却費相当額 | 65百万円 | <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> </table> | 支払リース料 | 53百万円 | 減価償却費相当額 | 53百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 65百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 65百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 53百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 53百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 減価償却費相当額の算定方法 | ④ 減価償却費相当額の算定方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | 同左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (減損損失について) | (減損損失について) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産に配分された減損損失はありません。 | ——— | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(有価証券関係)

第77期(平成18年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

第78期(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

| 区分 | 貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|---------------|---------|---------|
| 関連会社株式 | 1,194 | 814 | △379 |

(税効果会計関係)

| 第77期 (平成18年3月31日) | 第78期 (平成19年3月31日) |
|---|---|
| ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) | ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) |
| 貸倒引当金 18百万円 | 貸倒引当金 27百万円 |
| 賞与引当金 313百万円 | 賞与引当金 288百万円 |
| 未払事業税 79百万円 | 未払事業税 70百万円 |
| 退職給付引当金 178百万円 | 退職給付引当金 162百万円 |
| 役員退職慰労引当金 93百万円 | 役員退職慰労金 79百万円 |
| 有価証券評価損 103百万円 | 有価証券評価損 102百万円 |
| その他 202百万円 | その他 243百万円 |
| 繰延税金資産 合計 988百万円 | 繰延税金資産 合計 974百万円 |
| (繰延税金負債) | (繰延税金負債) |
| その他有価証券評価差額金 <u>△1,810百万円</u> | その他有価証券評価差額金 <u>△1,559百万円</u> |
| 繰延税金負債 合計 <u>△1,810百万円</u> | 繰延税金負債 合計 <u>△1,559百万円</u> |
| 繰延税金負債の純額 <u>△822百万円</u> | 繰延税金負債の純額 <u>△585百万円</u> |
| 平成18年3月31日現在の繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 | 平成19年3月31日現在の繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 |
| 流動資産—繰延税金資産 492百万円 | 流動資産—繰延税金資産 489百万円 |
| 固定負債—繰延税金負債 1,315百万円 | 固定負債—繰延税金負債 1,074百万円 |
| ② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | ② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 40.6% | 法定実効税率 40.6% |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.2% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 2.2% |
| 住民税均等割等 0.8% | 住民税均等割等 0.8% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 <u>△0.3%</u> | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 <u>△0.6%</u> |
| その他 <u>△0.4%</u> | その他 <u>△0.0%</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>42.9%</u> | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>43.0%</u> |

(1株当たり情報)

| 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | |
|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,437円25銭 | 1株当たり純資産額 | 1,493円53銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 94円44銭 | 1株当たり当期純利益 | 98円15銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 92円76銭 | 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 97円49銭 |

(注) 算定上の基礎

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

| | 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|---|---|---|
| 損益計算書上の当期純利益(百万円) | 2,002 | 2,067 |
| 普通株式に係る当期純利益(百万円) | 1,942 | 2,067 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 (百万円) | | |
| 利益処分による役員賞与金 | 60 | — |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | 60 | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 20,572 | 21,059 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) | | |
| 新株予約権 | 373 | 143 |
| 普通株式増加数(千株) | 373 | 143 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要 | 新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 310個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。 | 新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 370個) これらの詳細は、「新株 予約権等の状況」に記載 のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

| 第77期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) | 第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) |
|--|---------------------------------------|
| <p>当社は、平成18年5月15日開催の取締役会の決議を経て、株式会社大電社(以下、「大電社」との間で、業務・資本提携に関して基本合意いたしました。</p> <p>1 大電社の概要(平成18年3月31日現在)</p> <p>(1) 商号 株式会社大電社 (2) 設立年月日 昭和30年6月17日 (3) 本店所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番17号 (4) 代表者 代表取締役 阪野正廣 (5) 主な事業内容 電気器具製品、機械器具製品に関する販売および代行並びに製作に関する業務、前記に附帯する一切の業務 (6) 決算期 3月31日 (7) 従業員数 126名 (8) 資本の額 1,731百万円</p> <p>2 業務提携の内容</p> <p>大電社は、半導体関連装置への組込センサや一般産業用装置向けのアームロボット機器及びデジタル家電関係のプログラマブル表示器などオートメーション関連機器の販売を主力としており、ソリューション営業の展開に強みを持っております。</p> <p>当社におきましても、「エレクトリック&エレクトロニクス・テクノロジー」のスローガンのもと、FAシステム、半導体デバイス、情報通信、施設の4事業に加え、複数事業間で発生する顧客のシステム要求に的確に応えるソリューション事業を展開しており、業界、社会に高い価値を提供できる「電機と電子の技術商社」として積極的な事業展開を図っております。</p> <p>これらのことから、両社にとって販売協調ができる分野が数多くあり、加えて、相互間の技術の補完をすることにより、両社の業容拡大に向けたシナジー効果が期待でき、企業価値向上に大きく寄与するものと考えております。</p> <p>3 資本提携の内容</p> <p>この度、大電社の主要株主であります阪野壽彦氏から大電社株式1,426千株(26.41%)を取得することについて基本合意いたしました。このため、既に保有している株式数も含め取得後株式数は1,642千株(30.41%)となります。取得金額、取得時期等詳細につきましては、阪野壽彦氏との協議により決定いたします。</p> | |

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

| | | 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額(百万円) |
|----------------|-----------------|----------------------|-----------|---------------|
| 投資 有価 証券 | その他 有価 証券 | 三菱電機(株) | 1,616,500 | 1,962 |
| | | (株)ノーリツ | 347,679 | 785 |
| | | (株)きんでん | 727,224 | 765 |
| | | (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 517 | 687 |
| | | エスペック(株) | 287,083 | 426 |
| | | (株)ダイフク | 176,549 | 301 |
| | | 日本管財(株) | 93,500 | 300 |
| | | (株)たけびし | 459,808 | 292 |
| | | (株)池田銀行 | 51,700 | 285 |
| | | 大陽日酸(株) | 266,200 | 283 |
| | | 井上金属工業(株) | 198,000 | 242 |
| | | (株)伊予銀行 | 183,346 | 217 |
| | | 富士機械製造(株) | 102,025 | 195 |
| | | (株)かわでん | 1,085 | 180 |
| | | 極東開発工業(株) | 114,700 | 110 |
| | | 中外炉工業(株) | 224,185 | 107 |
| | | ホーチキ(株) | 159,200 | 101 |
| | | 西尾レントオール(株) | 32,400 | 65 |
| | | 大阪製鐵(株) | 28,000 | 63 |
| | | 協立電機(株) | 29,400 | 57 |
| その他61銘柄 | 1,192,339 | 812 | | |
| 計 | | | 6,291,442 | 8,244 |

【その他】

| | | 種類及び銘柄 | 投資口数等(口) | 貸借対照表計上額(百万円) |
|----------------|-----------------|-----------------------|------------|---------------|
| 投資 有価 証券 | その他 有価 証券 | [証券投資信託の受益証券] | | |
| | | インデックスオープン | 10,000 | 63 |
| | | ノムラ日本戦略ファンド (他3銘柄) | 60,797,542 | 84 |
| | | 計 | 60,807,542 | 148 |

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円) | 当期償却額 (百万円) | 差引当期末 残高 (百万円) |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|----------------|----------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 5,527 | 292 | 583 | 5,236 | 2,951 | 133 | 2,285 |
| 構築物 | 64 | 0 | 4 | 60 | 35 | 3 | 25 |
| 車輛及び運搬具 | 13 | — | 4 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 工具器具及び備品 | 446 | 27 | 24 | 448 | 364 | 28 | 84 |
| 土地 | 422 | — | — | 422 | — | — | 422 |
| 建設仮勘定 | — | 0 | — | 0 | — | — | 0 |
| 有形固定資産計 | 6,473 | 320 | 617 | 6,177 | 3,358 | 165 | 2,818 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 商標権 | 5 | — | — | 5 | 2 | 0 | 3 |
| ソフトウェア | 1,290 | 33 | — | 1,323 | 1,092 | 123 | 231 |
| その他 | 12 | 4 | 3 | 13 | — | — | 13 |
| 無形固定資産計 | 1,308 | 38 | 3 | 1,342 | 1,094 | 124 | 248 |
| 長期前払費用 | 46 | 31 | 17 | 61 | 32 | 17 | 28 |
| 繰延資産 | | | | | | | |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| 繰延資産計 | — | — | — | — | — | — | — |

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (目的使用) (百万円) | 当期減少額 (その他) (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-----------|----------------|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 貸倒引当金 | 133 | 137 | 51 | 58 | 160 |
| 賞与引当金 | 771 | 709 | 771 | — | 709 |
| 役員賞与引当金 | — | 43 | — | — | 43 |
| 役員退職慰労引当金 | 230 | — | 230 | — | — |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収による取崩額2百万円及び洗替額55百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 資産の部

a 現金及び預金

| 区分 | 金額(百万円) |
|------|---------|
| 現金 | 91 |
| 預金 | |
| 当座預金 | 3,252 |
| 普通預金 | 7 |
| 別段預金 | 1 |
| 通知預金 | 4,600 |
| 外貨預金 | 60 |
| 預金計 | 7,922 |
| 合計 | 8,013 |

b 受取手形

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(百万円) |
|----------------|---------|
| ダイドー(株) | 691 |
| (株)トーエネック | 385 |
| 浜ゴムエンジニアリング(株) | 278 |
| 寺崎電気産業(株) | 252 |
| エスペック(株) | 222 |
| その他 | 7,948 |
| 計 | 9,779 |

期日別内訳

| 期日 | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| 平成19年4月満期 | 3,265 |
| 5月満期 | 2,015 |
| 6月満期 | 1,764 |
| 7月満期 | 2,105 |
| 8月満期 | 498 |
| 9月以降満期 | 130 |
| 計 | 9,779 |

(注) 期末日満期の受取手形1,036百万円は、平成19年4月満期に含めて表示しております。

c 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(百万円) |
|----------|---------|
| 三洋電機(株) | 5,071 |
| 三菱電機(株) | 1,801 |
| ミヨシ電子(株) | 1,766 |
| 富士通テン(株) | 1,367 |
| (株)神戸製鋼所 | 1,263 |
| その他 | 28,969 |
| 計 | 40,241 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高 (百万円) | 当期発生高 (百万円) | 当期回収高 (百万円) | 次期繰越高 (百万円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|--------------------------------------|
| A | B | C | D | $\frac{C}{A+B} \times 100$ | $\frac{A+D}{\frac{2}{B} \times 365}$ |
| 44,143 | 150,317 | 154,219 | 40,241 | 79.3 | 102.5 |

d 商品

| 品目 | 金額(百万円) |
|---------|---------|
| 電気機器 | 566 |
| 電子・情報機器 | 1,538 |
| 半導体デバイス | 3,665 |
| 産業機械 | 130 |
| 設備機器その他 | 683 |
| 計 | 6,584 |

II 負債の部

a 支払手形

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(百万円) |
|------------------|---------|
| 三菱長崎機工(株) | 707 |
| ミヨシ電子(株) | 624 |
| 三菱電機ビルテクノサービス(株) | 225 |
| (株)フレクトロニクス愛知 | 181 |
| 三菱電機エンジニアリング(株) | 160 |
| その他 | 1,887 |
| 計 | 3,787 |

期日別内訳

| 期日 | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| 平成19年4月満期 | 1,485 |
| 5月満期 | 703 |
| 6月満期 | 749 |
| 7月満期 | 804 |
| 8月満期 | 2 |
| 9月満期 | 41 |
| 計 | 3,787 |

(注) 期末日満期の支払手形456百万円は、平成19年4月満期に含めて表示しております。

b 買掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(百万円) |
|-------------------------|---------|
| コンチェルト・レシーバブルズ・コーポレーション | 10,541 |
| 三菱UFJファクター(株) | 3,201 |
| (株)ルネサス販売 | 3,063 |
| 東芝三菱電機産業システム(株) | 3,005 |
| 三菱電機(株) | 2,646 |
| その他 | 14,882 |
| 計 | 37,342 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|----------------|---|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 株券の種類 | 100株券、1,000株券、10,000株券 |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日、9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え | |
| 取扱場所 | 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | 無料 |
| 株券喪失登録 | |
| 株券喪失登録申請料 | 1件につき10,000円 |
| 株券登録料 | 1枚につき500円 |
| 単元未満株式の買取り・買増し | |
| 取扱場所 | 大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 買取・買増手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.tachibana.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | ありません |

(注) 1 平成19年4月9日開催の取締役会において、株主名簿管理人事務取扱場所の変更が決議され、次のとおりとなりました。
(平成19年5月7日から実施)

取扱場所 大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

2 当会社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書 及びその添付書類 | 事業年度 (第77期) | 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 関東財務局長に提出。 |
| (2) 半期報告書 | (第78期中) | 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 | 平成18年12月22日 関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトックの平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトックの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。